

# 三重県業務委託共通仕様書

平成27年11月制定

平成28年11月一部改正

平成29年11月一部改正

平成30年11月一部改正

令和元年11月一部改正

令和2年11月一部改正

三 重 県



# 測量業務共通仕様書

## 目次

第1編 共通編	1-1
第1章 総則	1-1
第1条 適用	1-1
第2条 用語の定義	1-1
第3条 受発注者の責務	1-3
第4条 業務の着手	1-3
第5条 測量の基準	1-3
第6条 業務の実施	1-3
第7条 設計図書の支給及び点検	1-3
第8条 監督員	1-4
第9条 現場代理人等	1-4
第10条 担当技術者	1-4
第11条 提出書類	1-4
第12条 打合せ等	1-5
第13条 業務計画書	1-5
第14条 資料等の貸与及び返却	1-6
第15条 関係官公庁への手続き等	1-6
第16条 地元関係者との交渉等	1-6
第17条 土地への立入り等	1-6
第18条 成果物の提出	1-7
第19条 関連法令及び条例の遵守	1-7
第20条 検査	1-7
第21条 修補	1-7
第22条 条件変更等	1-8
第23条 契約変更	1-8
第24条 履行期間の変更	1-8
第25条 一時中止	1-8
第26条 発注者の賠償責任	1-9
第27条 受注者の賠償責任等	1-9
第28条 部分使用	1-9
第29条 再委託	1-9
第30条 成果物の使用等	1-10
第31条 守秘義務	1-10

第32条	個人情報	の取扱い	1-10
第33条	安全等	の確保	1-10
第34条	臨機	の措置	1-11
第35条	履行報告		1-11
第36条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更		1-11
第37条	行政情報流出防止対策の強化		1-12
第2編	港湾・漁港編		1-13
第3編	林道編		1-14
第4編	治山編		1-15
様式一覧表			1-16



- (31) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (32) 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- (33) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (34) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (35) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (36) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

### 第3条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

### 第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に測量業務に着手し、発注者に届け出をしなければならない。この場合において、着手とは現場代理人等が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

### 第5条 測量の基準

測量の基準は、第6条の業務の実施によるほかは、監督員の指示によるものとする。

### 第6条 業務の実施

- 1 測量業務は三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号及び令和2年国土交通省告示第461号により一部改正）を準用）、三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程を準用）（以下「規程」という。）により実施するものとし、港湾、漁港、漁場の測量業務のうち、第2編港湾・漁港編第3条1項で定める業務については、同条の規定に、林道事業については、第3編林道編の規定に、治山事業については、第4編治山編の規定によるものとする。

なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

- 2 受注者は、主要な測量業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

### 第7条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

## 第8条 監督員

- 1 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に決定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

## 第9条 現場代理人等

- 1 受注者は、測量業務における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に現場代理人等選任(変更)通知書を提出するものとする。なお、現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができないものとする。また、本通知書の提出をもって、契約書第10条第1項にいう通知があったものとみなす。
- 2 契約書第10条に定める管理技術者は、現場代理人等として読み替えるものとする。なお、契約書第10条第2項に定める管理技術者の権限は、現場代理人が有するものとする。
- 3 主任技術者は、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、業務の履行に必要な知識と経験を有する技術者とし、日本語に堪能でなければならない。
- 4 現場代理人等は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 6 現場代理人は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 7 現場代理人は、屋外における測量業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに測量業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 8 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 9 主任技術者が県発注の業務委託において、兼務できる委託業務件数は測量・設計問わず5件までとする。

## 第10条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

## 第11条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請負代金代理受領承諾願、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。

- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

#### 第26条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第27条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第28条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第29条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 測量業務における総合的企画
  - (2) 業務遂行管理
- 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。
- なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合、指名停止期間中であってはならない。

### 第30条 成果物の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

### 第31条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、測量業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第13条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

### 第32条 個人情報の取扱い

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。ただし、用地測量に関しては、別記（用地）「個人情報の取扱いに関する特記事項（用地測量・用地調査）」を守らなければならない。

### 第33条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
  - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 第 34 条 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第 35 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第 36 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

## 第 37 条 行政情報流出防止対策の強化

- 1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 13 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。  
(関係法令等の遵守)  
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。  
(行政情報の目的外使用の禁止)  
受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。  
(社員等に対する指導)
  - (1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
  - (2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
  - (3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、協力者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。  
(契約終了時等における行政情報の返却)  
受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。  
(電子情報の管理体制の確保)
  - (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 13 条で示す業務計画書に記載するものとする。
  - (2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
    - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
    - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
    - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策  
(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)  
受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。
  - イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
  - ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
  - ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
  - ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
  - ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送  
(事故の発生時の措置)
  - (1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、直ちに発注者に届け出るものとする。
  - (2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第2編 港湾・漁港編

### 第1条 適用

本編は、第1編共通編で定める事項に加えて、港湾、漁港、漁場の測量業務のみに追加で適用する項目を定めたものである。

なお、漁場の測量業務については、水産庁漁港漁場整備部が発行する「漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」に記載がある項目を優先する。

### 第2条 用語の定義

- 1 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成31年3月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。
- 2 港湾局仕様書を準用する場合においては、港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義のうち、第1編共通編第1章総則第2条で定義される用語と同一のものについては、第1編共通編第1章総則第2条の定義を適用する。
- 3 港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義で定義される用語のうち、「調査職員」、「総括調査員」、「主任調査員」、「調査員」については、第1編共通編第1章総則第2条における「監督員」の定義を適用する。
- 4 港湾局仕様書における用語のうち、「国土交通省公共測量作業規程」については、「三重県公共測量作業規程」に置き換えて適用する。

### 第3条 測量業務

- 1 下記の（1）から（4）の測量業務については、第1編共通編第1章総則第4条の規定に関わらず、港湾局仕様書の該当項目を三重県公共測量作業規程より優先して適用し、港湾局仕様書に定めのない細部の項目について三重県公共測量作業規程を適用するものとする。

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| （1）深浅測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第1節 深浅測量を適用） |
| （2）水路測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第2節 水路測量を適用） |
| （3）汀線測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第3節 汀線測量を適用） |
| （4）地形測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第4節 地形測量を適用） |

- 2 その他の測量及び上記の測量の細部で港湾局仕様書に定めのない事項については、三重県公共測量作業規程に基づくものとする。

## 第3編 林道編

林野庁制定の森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第2編 測量業務標準仕様書第2章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則については、三重県制定の「測量業務共通仕様書」の第1編 共通編 第1章総則を適用する。

※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。



## 第4編 治山編

林野庁制定の森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第2編 測量業務標準仕様書第3章及び第4章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則については、三重県制定の「測量業務共通仕様書」の第1編 共通編 第1章総則を適用する。

※ 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。

# 様式一覧表

測量業務共通仕様書

No.	様式名称	関係条項 (ページ)	様式集ページ
6	委託業務打合せ簿	第2条 第18, 20, 21, 23, 26, 27, 35, 36項 ( 1-2 )	8
1	委託業務着手届	第4条 ( 1-3 )	1
2	現場代理人等選任(変更)通知書	第9条第1項 ( 1-4 )	2
4-1	担当技術者届	第10条第1項 ( 1-4 )	4
4-2	経歴書	第10条第1項 ( 1-4 )	5
7	記録簿	第12条第1～2項 ( 1-5 )	9
8	支給品引渡通知書	第12条第3項 ( 1-5 )	10
9	支給品受領書	第12条第3項 ( 1-5 )	11
10	支給品精算書	第12条第3項 ( 1-5 )	12
11	支給品返納書	第12条第3項 ( 1-5 )	13
5-1	業務計画書	第13条 ( 1-5 )	6
5-2	業務工程表	第13条 ( 1-5 )	7
19	身分証明書	第17条第4項 ( 1-6 )	21
49	成果物作成要領	第18条 ( 1-7 )	66
16	電子媒体等納品書	第18条 ( 1-7 )	18
12	再委託(変更等)申出書	第29条 ( 1-9 )	14
13	再委託について	第29条 ( 1-9 )	15
14	履行体系図	第29条 ( 1-9 )	16
15	事故報告書	第33条第8項 ( 1-11 )	17

## 2 用地調査等業務共通仕様書



# 用地調査等業務共通仕様書

## 目次

第1章 総則	2-1
第1条 趣旨等	2-1
第2条 用語の定義	2-1
第3条 基本的処理方針	2-2
第3条の2 個人情報の取扱い	2-2
第4条 用地調査等業務の区分	2-3
第5条 業務従事者及び担当技術者	2-6
第2章 用地調査等業務の基本的処理方法	2-7
第1節 用地調査等業務の実施手続	2-7
第6条 施行上の業務及び心得	2-7
第7条 打合せ等	2-7
第8条 現地踏査	2-7
第9条 業務計画の策定等	2-7
第10条 監督員の指示等	2-8
第11条 支給品等	2-9
第12条 立入り及び立会い	2-9
第13条 障害物の伐除	2-9
第14条 身分証明書の携帯	2-9
第15条 算定資料	2-9
第16条 監督員への進捗状況の報告	2-10
第17条 成果物の一部提出等	2-10
第18条 成果物	2-10
第19条 検査	2-10
第20条 修補	2-11
第21条 条件変更等	2-11
第22条 守秘義務	2-11
第23条 安全等の確保	2-11
第24条 行政情報流出防止対策の強化	2-12
第2節 数量等の処理	2-12
第25条 建物等の計測	2-12
第26条 図面等に表示する数値及び面積計算	2-13
第27条 計算数値の取扱い	2-13
第28条 補償額算定調書に計上する数値	2-13

第29条 補償額等の端数処理	2-13
第3章 権利調査	2-15
第1節 調査	2-15
第30条 権利調査	2-15
第31条 地図等の転写	2-15
第32条 土地の登記記録の調査	2-15
第33条 建物の登記記録の調査	2-15
第34条 墓地管理者等の調査	2-16
第2節 調査書等の作成	2-16
第35条 転写連続図の作成	2-16
第36条 調査書の作成	2-16
第4章 用地測量	2-17
第1節 境界確認	2-17
第37条 公共用地境界の打合せ	2-17
第38条 資料の作成及び立会い	2-17
第39条 境界確定後の図書の作成	2-17
第40条 立会い準備	2-17
第41条 復元測量	2-17
第42条 境界立会いの画地及び範囲	2-18
第43条 境界立会い	2-18
第2節 境界測量	2-19
第44条 用地測量の基準点	2-19
第45条 境界測量	2-19
第46条 用地境界仮杭の設置	2-19
第47条 境界点間測量	2-19
第3節 土地の面積計算	2-19
第48条 面積計算の範囲	2-19
第49条 土地の面積	2-20
第50条 地目	2-20
第4節 用地実測図等の作成	2-20
第51条 用地実測図等の作成	2-20
第52条 土地現地調査報告書の作成	2-21
第52条の2 関係官公庁への手続き等	2-21
第5章 土地評価	2-22
第53条 土地評価	2-22

第54条	土地評価の基準	2-22
第55条	現地踏査及び資料作成	2-22
第56条	標準地の選定及び標準地調査書の作成	2-23
第57条	標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	2-23
第58条	残地等に関する損失の補償額の算定	2-23
第6章	建物等の調査	2-24
第1節	調査	2-24
第59条	建物等の調査	2-24
第60条	建物等の配置等	2-24
第61条	法令適合性の調査	2-24
第62条	木造建物	2-24
第63条	木造特殊建物	2-24
第64条	非木造建物	2-25
第65条	機械設備	2-25
第66条	生産設備	2-25
第67条	附帯工作物	2-25
第68条	庭園	2-25
第69条	墳墓	2-25
第70条	立竹木	2-26
第2節	調査書等の作成	2-26
第71条	建物等の配置図の作成	2-26
第72条	法令に基づく施設改善	2-26
第73条	木造建物	2-26
第74条	木造特殊建物	2-26
第75条	非木造建物	2-27
第76条	機械設備	2-27
第77条	生産設備	2-27
第78条	附帯工作物	2-27
第79条	庭園	2-27
第80条	墳墓	2-27
第81条	立竹木	2-27
第3節	算定	2-28
第82条	移転先の検討	2-28
第83条	法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	2-28
第84条	木造建物	2-28
第85条	木造特殊建物	2-29
第86条	非木造建物	2-29

第87条	照応建物の詳細設計	2-29
第88条	機械設備	2-29
第89条	生産設備	2-29
第90条	附帯工作物	2-29
第91条	庭園	2-30
第92条	墳墓	2-30
第93条	立竹木	2-30
第7章	営業その他の調査	2-31
第1節	調査	2-31
第94条	営業その他の調査	2-31
第95条	営業に関する調査	2-31
第96条	居住者等に関する調査	2-32
第97条	動産に関する調査	2-32
第2節	調査書の作成	2-32
第98条	調査書の作成	2-32
第3節	算定	2-32
第99条	補償額の算定	2-32
第8章	消費税等調査	2-34
第100条	消費税等に関する調査等	2-34
第101条	調査	2-34
第102条	補償の要否の判定等	2-34
第9章	予備調査	2-36
第1節	調査	2-36
第103条	予備調査	2-36
第104条	企業内容等の調査	2-36
第105条	敷地使用実態の調査	2-36
第106条	建物調査	2-37
第107条	機械設備等調査	2-37
第2節	調査書等の作成	2-37
第108条	企業概要書	2-37
第109条	配置図	2-37
第110条	建物、機械設備等の図面作成	2-38
第111条	移転計画案の作成	2-38
第3節	算定	2-38
第112条	補償概算額の算定	2-38



第10章 移転工法案の検討	2-39
第1節 調査	2-39
第113条 移転工法案の検討	2-39
第114条 企業の内容等の調査	2-39
第115条 敷地使用実態の調査	2-39
第2節 調査書等の作成	2-40
第116条 企業概要書	2-40
第116条の2 配置図	2-40
第117条 移転工法案の作成	2-40
第118条 補償額の比較	2-41
第11章 再算定業務	2-41
第119条 再算定業務	2-41
第120条 再算定の方法	2-41
第12章 補償説明	2-41
第121条 補償説明	2-41
第122条 概況ヒアリング	2-41
第123条 現地踏査等	2-42
第124条 説明資料の作成等	2-42
第125条 権利者に対する説明	2-42
第126条 記録簿の作成	2-42
第127条 説明後の措置	2-42
第13章 事業認定申請図書等の作成	2-43
第128条 事業認定申請図書等の作成	2-43
第129条 事業認定申請図書の作成	2-43
第130条 事業計画の説明	2-43
第131条 現地踏査	2-43
第132条 起業地の範囲の検討	2-43
第133条 事業認定申請図書の作成方法	2-43
第134条 相談用資料の作成方法	2-44
第135条 相談用資料の添付図面の作成方法	2-44
第136条 申請図書の作成	2-44
第137条 裁決申請図書の作成	2-44
第138条 現地踏査	2-44
第139条 裁決申請図書の作成方法	2-45

第140条	明渡裁決申立図書の作成	2-45
第141条	現地踏査	2-45
第142条	明渡裁決申立図書の作成方法	2-45
第14章	地盤変動影響調査等	2-46
第1節	調査	2-46
第143条	地盤変動影響調査	2-46
第144条	調査	2-46
第145条	費用負担の要否の検討	2-46
第2節	算定	2-46
第146条	費用負担額の算定	2-46
第3節	費用負担の説明	2-46
第147条	費用負担の説明	2-46
第148条	概況ヒアリング等	2-47
第149条	説明資料の作成等	2-47
第150条	権利者に対する説明	2-47
第151条	記録簿の作成	2-47
第152条	説明後の措置	2-47
第15章	写真台帳の作成	2-48
第153条	写真台帳の作成	2-48
第16章	土地調書及び物件調書の作成等	2-48
第154条	土地調書等の作成	2-48
第17章	検 証	2-48
第155条	検 証	2-48
別記1	土地現地調査報告書作成要領	2-49
別記2	成果物一覧表	2-53
別表第1	用地実測図及び用地平面図表示記号	2-62
別表第2	建物平面図等表示記号	2-64
(参考)	用地測量業務フローチャート	2-101
様式一覧表		2-102
参考要領一覧表		2-104

# 第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県が土地等を取得、若しくは使用する（以下「取得等」という。）に当たり、又は工事の施工に起因する地盤変動に伴い生じた損害等に係る事務を処理する際に必要となる測量、調査及び補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

三 「発注者」とは、三重県知事をいう。

四 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

五 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条により、発注者が受注者に通知した者をいう。

六 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

七 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、用地調査等業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に届け出た者をいう。

八 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、第5条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

九 「契約書」とは、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」に基づいて作成された書類をいう。

十 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表及び質問回答書をいう。

十一 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

十二 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

十三 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

十四 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行に必要な方針、事項等につい

て示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。

十五 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

十六 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

十七 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

十八 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

十九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局〔支局、出張所を含む。〕）等での調査をいう。

二十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

二十一 「基準」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和42年7月10日監第743号）をいう。

二十二 「運用方針」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和51年9月10日用第276号）をいう。

二十三 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。

二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

#### （基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

2 受注者は、三重県の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この仕様書、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

#### （個人情報の取扱い）

第3条の2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記（用地）「個人情報の取扱いに関する特記事項(用地測量・用地調査)」を守らなければならない。

(用地調査等業務の区分)

第4条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年度国土交通省告示第334号、平成25年度国土交通省告示第286号、平成28年度国土交通省告示第565号及び令和2年国土交通省告示第461号により一部改正）を準用）により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。
- 二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備

- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合はこの限りではない。

三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 定 基 準
機 械 設 備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生 産 設 備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ配水設備を含む。）、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附 帯 工 作 物	<p>表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装道路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等</p>
庭 園	<p>立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。</p>
墳 墓	<p>墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む</p>

四 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 定 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹  観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなならないものをいう。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなならないものをいう。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹  防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木  名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類  観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類  観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p>

	<p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹林又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者及び担当技術者)

第5条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、発注に係る用地調査等の補償業務ごとに「担当技術者」を定めるものとし、契約締結後 14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に、その氏名その他必要な事項を担当技術者届（様式第4号の1）及び経歴書（様式第4号の2）により監督員に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。



## 第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の業務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。  
また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(打合せ等)

第7条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿(様式第7号)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

(現地踏査)

第8条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(業務計画の策定等)

第9条 受注者は、用地調査等業務を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画書(様式第5号の1)を策定し、契約締結後14日(休日等を含む)以内に監督員に提出するものとする。

- 2 前項の業務計画書には、次の事項を記載するものとする。なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第23条及び第24条に関する事項も含めるものとする。
  - 一 業務概要
  - 二 実施方針

- 三 業務工程表（様式第5号の2）
  - 四 業務組織計画（業務内容とその担当者名等を記載）
  - 五 打合せ計画
  - 六 成果物の品質を確保するための計画（受注者のチェック体制等を記載）
  - 七 成果物の内容、部数
  - 八 使用する主な図書及び基準
  - 九 連絡体制（緊急時含む）
  - 十 使用する主な機器
  - 十一 その他
- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。
- 5 契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。
- (1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。
- また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
- ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。
- (2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。
- また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。
- なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（監督員の指示等）

- 第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち合わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は、監督員の指示について

疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録簿（様式第7号）に記録し相互に確認するものとする。

（支給品等）

第11条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3 支給品の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給品の引渡しは、支給品引渡通知書（様式第8号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給品を受領したときは、支給品受領書（様式第9号）を監督員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書（様式第10号）及び支給品返納書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

第12条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立ち入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

第13条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第18号）を監督員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

第14条 受注者は、発注者から用地調査等業務に従事する者の身分証明書（様式第19号）の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 用地調査等業務に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第15条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に

当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

第 16 条 受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第 17 条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 監督員は、前項で提出した成果物の一部についてその報告を受注者に求めることができる。受注者は、当該報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物)

第 18 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。

二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。

三 目次及びページを付す。

四 容易に取りはずすことが可能な方法により綴じする。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。

3 提出する成果物は、別記 2 成果物一覧表に掲げるもので、特記仕様書のとおり提出するものとし、提出部数は、原紙・原図の他、正副各 1 部とする。ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県 C A L S 電子納品運用マニュアル」によるものとする。

4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 40 条の 2 に定める契約不適合責任期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検 査)

第 19 条 受注者は、検査員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守するものとする。

(修補)

第 20 条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第 21 条 契約書第 18 条第 1 項(5)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、委託業務打合せ簿（様式第 6 号）によるものとする。

(守秘義務)

第 22 条 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 9 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。
- 三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実にしなければならない。
- 六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(安全等の確保)

第 23 条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施

中の安全を確保しなければならない。

- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

- 第 24 条 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第 9 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

## 第 2 節 数量等の処理

(建物等の計測)

- 第 25 条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
  - 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
  - 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
    - 一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。
    - 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位四捨五入）までとする。

ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。

三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第26条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第27条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
  - 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
  - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
  - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第28条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第25条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第26条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（補償額等の端数処理）

第29条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

- 一 補償単価及び資材単価等は、次による。
  - イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て

- ロ 100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て
- ハ 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。
- 三 建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100 円未満切り捨てとする。



## 第3章 権利調査

### 第1節 調査

(権利調査)

第30条 権利調査とは、登記事項証明書等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図等の転写)

第31条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
  - 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
  - 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。
- 2 受注者は、前項により作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる図面の転写を行うものとする。
- 一 法務局に提出済みの地積測量図
  - 二 公共団体に備える図面
  - 三 その他参考となる図面

(土地の登記記録の調査)

第32条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 仮処分、仮差押その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第33条 建物の登記記録の調査は、第31条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(墓地管理者等の調査)

第 34 条 墓地管理者等の調査は、中部地区用地対策連絡協議会（以下「中部用対」という。）の定める改葬の補償及び祭し料調査算定要領（以下「改葬及び祭し料要領」という。）により行うものとする。

## 第 2 節 調査書等の作成

(転写連続図の作成)

第 35 条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線（赤色で記入する）
- 二 第 27 条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第 36 条 第 32 条及び第 33 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第 20 号の 1、第 20 号の 2）及び建物の登記記録調査表（様式第 21 号の 1、第 21 号の 2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第 34 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

## 第4章 用地測量

### 第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第37条 調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第38条 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

- 2 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
- 3 前条の打合せの結果、第35条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第43条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第39条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第40条 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第42条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を、第32条、第33条及び第34条の調査結果を基に、用地測量(境界確認)立会一覧表(様式第23号)として作成するものとする。

- 2 前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(復元測量)

第41条 受注者は、境界確認に先立ち、第31条において収集した地積測量図、公共団体に備える図面及びその他参考となる図面(以下「地積測量図等」という。)に基づき、境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合には復元すべき位置に仮杭(以下「復元杭」という。)を設置するものとする。なお、実施に当たっては次の各号に基づいて行うものとする。

- 一 収集した地積測量図等において、復元する範囲は監督員と協議し、指示を受けるものとする。
- 二 前号で指示を受けた範囲において、収集した地積測量図等に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。
- 三 境界杭に亡失等の異常がある場合は、復元杭を設置する。

四 収集した地積測量図等に基づいて復元した杭と、現地に存する境界杭の位置が相違する場合には復元杭を設置せず、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第 42 条 境界立会いの画地及び範囲は、三重県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日民二第 456 号法務省民事局長通達）第 68 条及び第 69 条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

(境界立会い)

第 43 条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
- 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業にあたっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
- 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、原則としてプラスチック杭又は金属鉋（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。

ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から立会確認書（様式第 24 号）に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
- 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
- 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

## 第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第44条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督員と協議するものとする。
- 3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

(境界測量)

第45条 各境界点の測量を行うに当たっては、三重県公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

- 2 各境界点等は、連番を付するものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第46条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきTS等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会のうえ行う。
  - 二 用地境界仮杭は、原則としてプラスチック杭又は金属鉋（頭部径15mm）等のものとする。
  - 三 用地境界仮杭は、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。
- 2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控え杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との距離等を明示した関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第47条 境界点間測量は、三重県公共測量作業規程に定めるところによるものとする。

## 第3節 土地の面積計算

(面積計算の範囲)

第48条 面積計算の範囲は、第42条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象とな

る土地以外の土地（残地）の面積

- 2 一筆の土地が用地取得線にまたがる場合において、当該土地と連続して所有者及び使用者を同じくし、かつ、同一使用目的に供されている2筆以上の土地及び借地権等の目的となっている一団の土地にあっては、当該土地全部をその範囲に含めるものとする。

（土地の面積）

第49条 受注者は、第45条の測量結果を基に、座標求積により土地の面積を求め、面積計算表を作成しなければならない。

土地の面積は、一筆ごとに次のイ又はロの方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる現況地目又は異なる権利者があるときは、先に一筆の土地の総面積を求め、次に評価額の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順に面積を求め、最終順位の地目又は権利者の面積は総面積から先順位の地目又は権利者の面積の合計を控除して求めるものとする。

この場合において、一筆の土地に異なる地目及び異なる権利者がある場合には、評価額の高いと認められる地目を先順位とする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するものとする。

- 2 前項の判断は、監督員の指示によるものとする。
- 3 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 4 受注者は、土地の面積計算を終了したときは、各筆の所有者又は所有権以外の権利者ごとに土地の登記記録調査表（様式第20号の2）及び用地実測図等の内容を整理して取得用地一覧表（様式第25号）を作成するものとする。

（地目）

第50条 受注者は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める現況地目により土地を区分するものとする。

## 第4節 用地実測図等の作成

（用地実測図等の作成）

第51条 用地実測図等の作成に当たっては、三重県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

一 用地実測図原図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。

- （1）土地の測量に従事した者の記名押印
- （2）道路名及び水路名

(3) 建物及び工作物

- 二 用地平面図は、用地実測図原図から監督員が指示する事項を記入する。
- 三 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(土地現地調査報告書の作成)

第 52 条 受注者は、土地現地調査報告書（様式第 26 号の 1）及び参考図（様式第 26 号の 2）を別記 1 「土地現地調査報告書作成要領」に基づいて作成するものとする。

(関係官公庁への手続き等)

第 52 条の 2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

3 受注者は、測量法第 14 条（実施の公示）、第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 36 条（計画書についての助言）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。なお、国土交通省公共測量作業規程第 15 条に基づく測量成果の検定は、原則行わない。

## 第5章 土地評価

(土地評価)

第53条 土地評価とは、取得等する土地(残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。)の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第54条 土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き三重県県土整備部損失補償取扱要領別記1土地評価事務処理要領に定めるところに基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第55条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

### 一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)

### 二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)
- (6) 取引年月日、取引価格等



(7) 取引事例地の面地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

### 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

### 四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

### 五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準法

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

### 六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第56条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第1項第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）

第57条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第49条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督員が指示する図面に記載するものとする。

（残地等に関する損失の補償額の算定）

第58条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第57条及び運用方針第43に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

## 第6章 建物等の調査

### 第1節 調査

(建物等の調査)

第59条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第60条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要な事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第61条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第62条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成29年3月30日付け中部用対第54号（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

なお、木造建物要領第23条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、基準細則第15付録別表第11の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。
- 4 図面に表示する記号は、原則として別表第2による表示記号を用いるものとする。（以下第63条、第64条において同じ。）

(木造特殊建物)

第63条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第 64 条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

なお、非木造建物要領第 10 条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第 65 条 機械設備の調査は、中部用対の定める機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

(生産設備)

第 66 条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第 67 条 附帯工作物の調査は、中部用対の定める附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

(庭 園)

第 68 条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳 墓)

第 69 条 墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第70条 立竹木の調査は、中部用対の定める立竹木調査算定要領（以下「立竹木要領」という。）により行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第71条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に木造建物要領により作成するものとする。

(法令に基づく施設改善)

第72条 法令に基づく施設改善の調査書は、第61条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時には法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

(木造建物)

第73条 木造建物の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。  
3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

(木造特殊建物)

第74条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（短計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。

二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第 75 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 64 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 64 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第 76 条 機械設備の図面及び調査書は、第 65 条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第 77 条 生産設備の図面及び調査書は、第 66 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要なとなる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第 78 条 附帯工作物の調査表及び図面は、第 67 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第 79 条 庭園の調査書は、第 68 条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 80 条 墳墓の図面及び調査書は、第 69 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

(立竹木)

第 81 条 立竹木の図面及び調査書は、第 70 条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

## 第3節 算定

(移転先の検討)

第82条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下「大規模工場等」という。)以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項(4)第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

- 一 移転想定配置図(縮尺100分の1~500分の1程度)
  - 二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料(検討概要書)
- 2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
- 3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。
- 4 第3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第71条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第83条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第72条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準細則第15条第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第84条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第73条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第 85 条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 74 条で作成した図面及び調査書を基に当該建物の推定再建築費を積算するものとする。その積算に当たっては、木造建物要領第 2 条第 3 項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第 86 条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 75 条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第 3 条第 3 項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第 87 条 第 82 条第 2 項の照応建物の推定建築費の概算額により第 82 条第 1 項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第 82 条第 2 項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第 31 号の 1、第 31 号の 2）

二 面積比較表（様式第 31 号の 3）

三 計画概要比較表（様式第 31 号の 4）

(機械設備)

第 88 条 機械設備の補償額の算定は、第 76 条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第 89 条 生産設備の補償額の算定は、第 77 条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第 90 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 78 条で作成した資料を基に附帯工作物要領及び中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(庭園)

第91条 庭園の補償額の算定は、第79条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

2 前項の内、庭石等の補償額の算定に当たっては、中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(墳墓)

第92条 墳墓の補償額の算定は、第80条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第93条 立竹木の補償額の算定は、第81条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。



## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

(営業その他の調査)

第94条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第95条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

イ 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳

ロ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳

四 その他補償額の算定に必要となるもの

- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、

仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

- 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
  - 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
  - 三 仮設組立建物等の資料のリースに関する資料
- 4 前3項の調査に当たっては、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記4 営業調査算定要領（以下「営業要領」という。）により行うものとする。

（居住者等に関する調査）

第96条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号及び室番号）
  - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
  - 三 住居の占有面積及び使用の状況
  - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
  - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

（動産に関する調査）

第97条 動産に関する調査は、中部用対の定める動産移転料調査算定要領（以下「動産要領」という。）により行うものとする。

## 第2節 調査書の作成

（調査書の作成）

- 第98条 営業に関する調査書は、第95条の調査結果を基に営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第96条の調査結果を基に居住者調査表（様式第33号の1、第33号の2）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

## 第3節 算定

（補償額の算定）

第99条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の指示を得たうえで、行うものとする。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。
- 4 第1項の補償額の算定に当たっては、営業要領により行うものとする。

## 第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第100条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第七号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第101条 土地等の権利者等が消費税法第2条第四号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
  - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
  - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
  - 四 消費税簡易課税制度選択届出書
  - 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
  - 六 消費税課税事業者選択届出書
  - 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
  - 八 消費税課税事業者届出書
  - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
  - 十 法人設立届出書
  - 十一 個人事業の開廃業等届出書
  - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
  - 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
  - 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
  - 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
  - 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
  - 十七 その他の資料
- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第102条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」（令和元年9月20日中央用地対策連絡協議会事務局長通知）別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、

消費税等調査表（様式第 35 号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査

### 第1節 調査

(予備調査)

第103条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第104条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要なと認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第105条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係

- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

#### (建物調査)

第106条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第62条から第64条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるように行うものとする。

#### (機械設備等調査)

第107条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第104条及び第105条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第88条から第90条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

#### (企業概要書)

第108条 企業内容等の調査書は、第104条の調査結果を基に企業概要書（様式第36号の1）を用いて、作成するものとする。

#### (配置図)

第109条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第105条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第 110 条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第 111 条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 104 条から第 107 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第 1 (4) 第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第 36 号の 2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第 36 号の 3)

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定再建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第 31 号の 1、第 31 号の 2)
- 二 面積比較表(様式第 31 号の 3)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第 31 号の 4)

## 第 3 節 算 定

(補償概算額の算定)

第 112 条 前条で作成する移転計画案(2 又は 3 案)の補償概算額の算定は、第 108 条から第 111 条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。



## 第 10 章 移転工法案の検討

### 第 1 節 調 査

(移転工法案の検討)

第 113 条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査及び第 7 章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第 30 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業の内容等の調査)

第 114 条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 108 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第 115 条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 105 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積

五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

- (1) 前条第六号の製品等の製品（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (2) 第102条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (3) 第93条第二号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

## 第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第116条 企業内容等の調査書は、第114条の調査結果を基に企業概要書（様式第36号の1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第116条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第115条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

（移転工法案の作成）

第117条 大規模工場等の移転工法案は、第60条から第68条まで、第70条、第114条及び第115条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で、2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製品（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第36号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第36号の3）

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員

から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 31 号の 1、第 31 号の 2）
- 二 面積比較表（様式第 31 号の 3）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 31 号の 4）

（補償額の比較）

第 118 条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第 15 第 1 項（4）第四号に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第 1 項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

## 第 11 章 再算定業務

（再算定業務）

第 119 条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第 120 条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

## 第 12 章 補償説明

（補償説明）

第 121 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング）

第 122 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第 123 条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 124 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ前 2 条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第 125 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること
  - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 126 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 37 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 127 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

## 第 13 章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 128 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第 129 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

- 二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

(事業計画の説明)

第 130 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第 131 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 132 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

- 2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第 133 条 事業認定申請図書は、法第 18 条及び法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「規則」という。）第 2 条並びに第 3 条に定めるところに従うほか、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記 5 事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第 134 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書(案)
- 四 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書(案)
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)
- 七 その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第 135 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第 133 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第 4 条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

第 136 条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 137 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 138 条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものと

する。

(裁決申請図書の作成方法)

第 139 条 裁決申請図書の作成は、法第 40 条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 裁決申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- 四 規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- 五 規則第 17 条第 3 号に定める書面
- 六 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

第 140 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 141 条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 142 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- 三 規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面
- 四 規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面
- 五 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

## 第14章 地盤変動影響調査等

### 第1節 調査

(地盤変動影響調査)

第143条 地盤変動影響調査とは、地盤変動事務処理要領に基づき、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

(調査)

第144条 地盤変動影響調査は中部用対の定める地盤変動影響調査算定要領（以下「地盤変動影響調査算定要領」という。）により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第145条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が三重県の公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部または一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督員に報告するものとする。

### 第2節 算定

(費用負担額の算定)

第146条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

### 第3節 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第147条 費用負担の説明とは、三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。



(概況ヒアリング等)

第 148 条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 149 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第 150 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること。
  - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 151 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 37 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 152 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

## 第 15 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 153 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - 二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
  - 四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
  - 六 第 14 章に定める調査等と合わせて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

## 第 16 章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第 154 条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 38 号）及び物件調書（様式第 39 号）を作成するものとする。

## 第 17 章 検証

(検 証)

- 第 155 条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果物の検証を行った者は、第 17 条に定める成果物のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。
- 2 第 3 章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

## 土地現地調査報告書作成要領

### 共通事項

- 1 この調査報告書は、土地の表示に関する登記の官公署の嘱託に当たり、現地での申請物件の特定及び嘱託に係る事実に関し、調査、確認した経緯、結果等を取りまとめて明らかにするものであり、原則として1筆の土地ごとに1調査報告書用紙を用いて作成するものとする。ただし、数筆の土地を一括して嘱託する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地を取りまとめて1調査書用紙により作成して差し支えない。
- 2 各欄中、該当する項目の□の中にレ点の印を付ける。該当項目が複数ある場合は、それぞれの項目にレ点の印を付ける。該当項目の表示がない場合は、その他にレ点の印を付け、その括弧内に必要事項を記載する。なお、当該箇所に記載できない場合には、備考欄に(ア)(イ)(ウ)等の適宜の符号を冠記して関係事項を記載し、該当欄に例えば「備考欄(ア)記載のとおり。」と記載して相互の関係を明らかにするものとする。
- 3 該当項目にレ点の印を付しただけでは説明が困難又は相当でないときは、現況写真又は法務局備付地図等の写し、地積測量図の写し、その他の図面等を利用して簡明に説明した上、これを調査報告書につづるものとする。この場合、該当欄には例えば「別添図面のとおり。」又は「別添現況写真（調査報告書につづった資料名を記載）参照」のように記載する。
- 4 作成年月日は、調査報告書を作成した日を記載する。
- 5 用地担当課長名は、調査報告書に係る土地の調査、測量等を担当した部署の課長名を記載するものとする。
- 6 担当者名は、調査報告に係る土地の現地における調査、立会い（立会人の本人確認を含む）等を行った担当者名を記載するものとし、複数の者が担当した場合は、主たる者を記載する。なお、土地の現地における調査、立会い等及び嘱託登記を公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託した場合は、「公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 氏名何某 職印」と記載する。

### 〔各欄の記載〕

- 1 登記の目的欄  
申請する登記の目的を記載する。
- 2 申請対象土地欄  
申請する土地の登記記録上の所在、地番、地目及び地積を記載する。なお、数筆の土地を一括申請する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地の地番、地目及び地積を併記する。
- 3 地域区分欄  
不動産登記規則第10条第2項による地域区分を記載する。
- 4 地図等の分類・種類欄  
申請対象土地の管轄登記所備付地図等による分類及び種類を記載する。

## 5 所有権確認資料欄

申請する土地の所有権に関し、所有者又は利害関係人等の所有権を証する情報等について確認した資料を記載する。

## 6 申請土地の確認欄

申請する土地の特定に関し、確認した資料及び現地での調査を記載し、地図等における土地の位置及び形状と現地におけるそれとの整合性を記載する。

## 7 現況及び利用状況欄

申請する土地の現況、利用状況、利用目的及び占有状況について調査した結果を記載する。

## 8 筆界に関する情報

### (1) 筆界調査の方法欄

境界調査のため利用した資料等を記載する。

### (2) 境界標等の種類欄、同既設・新設欄及び同位置欄

現地に設置されている境界標の種類及び既設・新設を記載し、その位置を図面に表示する。なお、図面による表示例は別紙参考図のとおりであり、表示する境界標は種類欄の境界標の( )で記載した記号により表記して差し支えない。

## 9 民有地の立会人及び本人確認方法等欄

対象土地の筆界の調査に関し、立会いが行われた結果及び立会人の本人確認方法を記載する。立会人の本人確認方法は、該当する確認方法の番号を記載すれば足り、調査報告書にその写し等を併せて提供する必要はない。立会人氏名及び立会年月日は、同一筆界について複数人、複数回において行われている場合、最終的に筆界を確認した際の立会人及び立会年月日を記載すれば足りる。

なお、これら境界立会の方法及び結果等を記録した境界立会調書等の写しをもって代えることができる。この場合は、別添「境界立会調書の写しのとおり」として調査報告書につづるものとする。

## 10 公有地の立会確認者欄

対象土地に公有地が含まれる場合の立会いについて、立ち会った官公署の職員の所属、官職、氏名及び立会年月日を記載する。なお、同一官公署において、その所管を異にする部署の立会いを求めた場合も同様に記載する。

## 11 測量・求積の方法等欄

### (1) 基本三角点等欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量を行った場合に使用した基本三角点等を記載する。なお、その位置については、当該基本三角点等の「点の記」の写しを提供するか又は8(2)の境界標等の位置を表示した図面等を用いて基本三角点等の名称及びその座標値を表示する(不動産登記事務取扱手続準則第50条第1項)。

### (2) 恒久的地物欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合に近傍の恒久的地物に基づく測量を行った場合は、使用した当該地物の名称、概略図及びその座標値を8(2)の境界標等の位置を表示した図面等を用いて表示する(不動産登記事務取扱手続準則第50条第2項)。

(3) 観測方法、求積方法、座標系欄

申請する土地の地積、筆界点の位置を明らかにするため調査・測量を実施した場合は、その方法、使用機器、求積の方法及び座標系並びに測量年月日を記載する。

(4) 許容誤差欄

地積測量図を作成するための測量における誤差の限度を明らかにするため、不動産登記規則第77条第5項において準用する第10条第4項の規定による地域区分、精度区分を記載する。

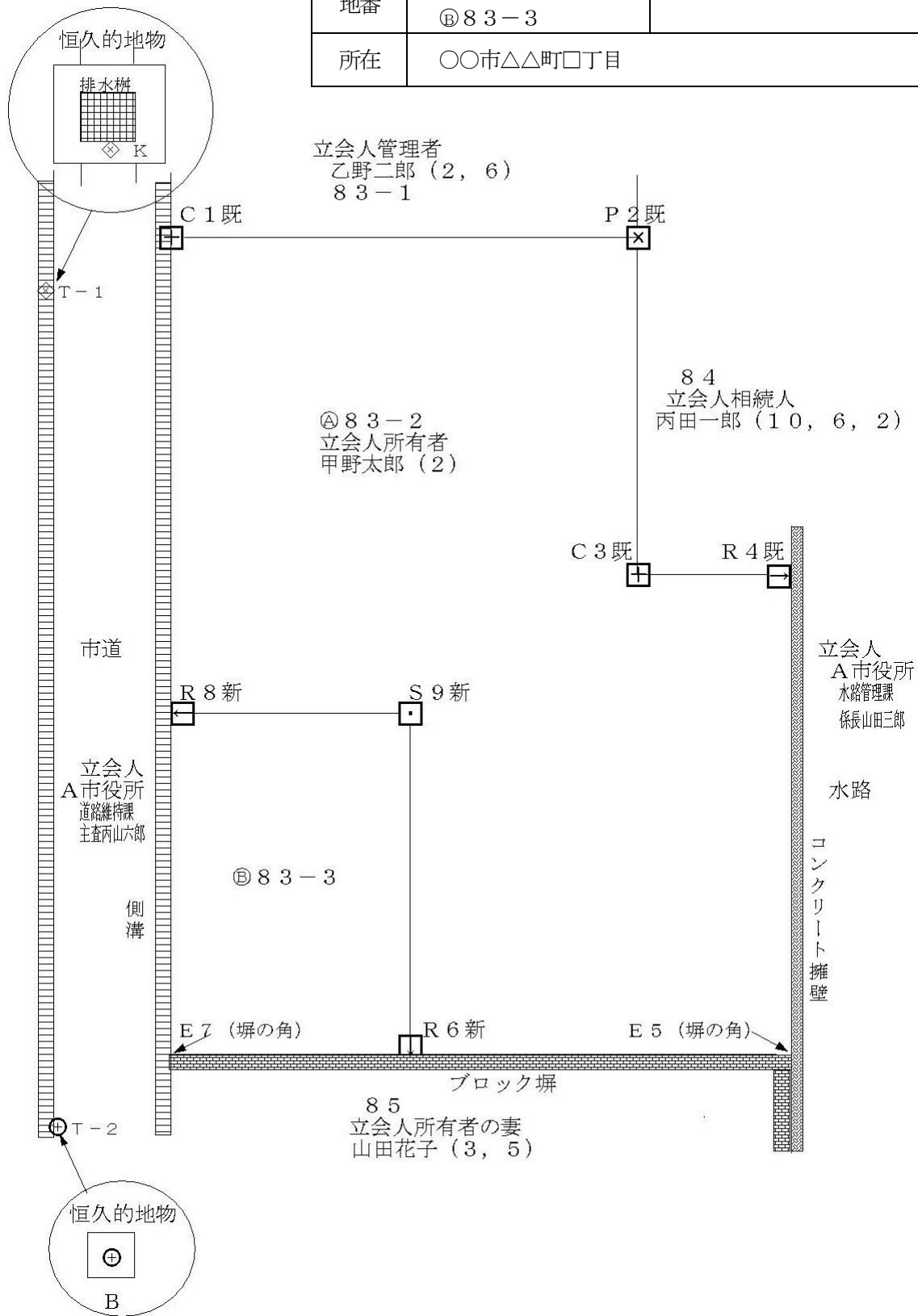
なお、この許容誤差は、分筆前の地積を基準にすることから（不動産登記事務取扱手続準則第72条第1項）これを超えるときは併せて地積更正の登記をする必要があるため、その有無を記載する。

12 備考欄

備考欄には、該当事項欄に記載できない事項のほか、参考となる事項等を記載する。

参 考 図

地番	㊤ 83-2 ㊦ 83-3
所在	〇〇市△△町□□丁目



注 土地所在図、地積測量図などを参考図として利用しても差し支えない。

別記2 (第18条関係)

## 成 果 物 一 覧 表

- 1 各成果品の提出部数は原紙、原図のほか、正副各1部とする。ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」によるものとする。
- 2 成果物は、仕様書及び特記仕様書に指示する成果品を提出するものとする。

業 務 区 分		成果物の名称	規 格 等	備 考
権 利 調 査	地図等の転写	転 写 図		不動産登記法14条地図又は公図の転写
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表(一覧)		様式第20号の1
		土地の登記記録調査表		様式第20号の2
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表(一覧)		様式第21号の1
		建物の登記記録調査表		様式第21号の2
	墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表		様式第22号の1
		墓地使用(祭祀)者調査表		様式第22号の2
転写連続図作成	転 写 連 続 図		位置関係を整合させた公図の連続図・取得予定線を記入	
地積測量図転写	地 積 測 量 図		分筆されているときは写しを添付する	
用 地 測 量	復 元 測 量	復元箇所位置図		復元箇所写真を含む
		計 算 書		座標、復元の起点の記載
	境 界 立 会	立 会 確 認 書		様式第24号
		用地測量(境界確認)立会一覧表		様式第23号
	補 助 基 準 点 の 設 置	基準点成果表、基準点網図、観測手簿、計算簿、点の記、精度管理表		補助基準点の写真を含む
	境 界 測 量	基準点一覧表(使用部分)、観測手簿、計算書		
用 地 境 界 仮 杭 設 置	杭設置箇所表示図		用地実測図を基に作成 作業写真添付	

用地 測量	境界点間測量	境界測量精度管理表		
	現況測量	用地実測図 用地平面図		家屋・工作物の位置
	用地実測図作成	用地実測図原図 用地平面図原図	ポリエステルシートA 1300番、縮尺1/250を標準とする。	
	用地平面図作成	紙 図 面	縮尺1/500を標準とする。	
		データファイル 精度管理表 品質評価書 メタデータ		
	面積計算	面積計算書		座標法による。用地実測図余白に記載。
		取得用地一覧表		様式第25号
	土地現地調査報告書作成	土地現地調査報告書 参 考 図		様式第26号の1 様式第26号の2
	永久境界埋設	埋 設 位 置 図 埋 設 位 置 座 標	原則コンクリート杭 12 cm×12 cm×90 cm	写真を含む。
	関係官公庁への 手 続 き 等	公共測量実施計画書 (案)		測量法第36条
公共測量成果等の提出について(案)			測量法第40条	
その他の手続書類				
土 地 評 価	土 地 評 価	同一状況地域 区 分 図		
		取引事例地等 調 査 表		
		収益事例又は 造成事例調査表		
		判 定 理 由 書		
		格差判定基準表		
		標準地調査書		添付図面を含む
		標準地評価調書(案)		
		比準調書(案)		
		残地補償金 算定調書(案)		
		上記のほか「土地評価事務処理要領」「土地評価業務処理要領」による。		



建 物 等 の 調 査	木造建物〔Ⅰ〕 の 調 査	配 置 図	A3 1/100又は1/200		
		平 面 図	A3 1/100		
		立 面 図	A3 1/100		
		屋 根 伏 図	A3 1/100		
		建 築 設 備 位 置 図 (電 気 設 備)	A3 1/100		
		建 築 設 備 位 置 図 (給 水 ・ 給 湯 設 備)	A3 1/100		
		建 築 設 備 位 置 図 (屋 内 ・ 排 水 設 備)	A3 1/100		
		建 築 設 備 位 置 図 (屋 外 ・ 排 水 設 備)	A3 1/100又は1/200		
		建 築 設 備 位 置 図 (上 記 以 外 の 建 築 設 備)	A3	必要に応じて作成	
		写 真 撮 影 方 向 図	1/100又は1/200		
		木 造 建 物 調 査 表		木造建物要領参照 様式第1 木造建物数量計算書(様式2 ~6)を含む	
	木 造 建 物 建 築 直 接 工 事 費 計 算 書		損失補償算定標準書 算定要編参照 様式第9		
	建 物 移 転 料 算 定 表		損失補償算定標準書 算定要領編参照 再築工法(様式第1号)、 改造工法(様式第2号)、 復元工法(様式第3号)、 除却工法(様式第4号) を含む		
	木造建物〔Ⅱ〕 及び木造建物 〔Ⅲ〕の調査	木造建物〔Ⅰ〕に準ずるほか下記図面を作成する。			
		基 礎 伏 図	A3 1/100		
		床 状 図	A3 1/100		
		軸 組 図	A3 1/100		
		小 屋 伏 図	A3 1/100		
	木造特殊建物の調査	木造建物〔Ⅰ〕に準ずるほか下記図面を作成する。			
		基 礎 伏 図	A3 1/100		
床 状 図		A3 1/100			

建 物 等 の 調 査	非木造建物〔Ⅰ〕 及び〔Ⅱ〕調査	軸組図	A3 1/100		
		小屋伏図	A3 1/100		
		断面図（矩計図）	A3 1/50		
		その他の詳細図		必要に応じて作成	
		建物概要			
		平面図	A2 1/50～1/100		
		構造 詳細 図	断面図	A2 1/50～1/100	
			杭地業想定設計図	A2 1/20～1/100	
			根切想定設計図	A2 1/20～1/100	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない
			上部く体現状図	A2 1/20～1/100	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない
		立面 図	立面図	A2 1/50～1/100	
			写真方向撮影図	A2 1/50～1/100	
			配置図	A2 1/100～1/250	
		その他 調査書	仕上表	A2	
			面積表	A2	
			建具表	A2	
		電 気 設 備	器具一覧表		
			器具配置図	A2 1/50～1/100	
			受変電設備図	A2 1/50～1/100	
			幹線系統図	A2 1/50～1/100	
			動力設備系統図	A2 1/50～1/100	
		給 排 水 衛 生 設 備	器具一覧表		
			器具配置図	A2 1/50～1/100	
			消火設備系統図	A2 1/50～1/100	
			汚水処理設備図	A2 1/50～1/100	

建 物 等 の 調 査	非木造建物〔Ⅰ〕 及び〔Ⅱ〕調査	空 気 調 和 設 備	器 具 一 覧 表			
			器 具 配 置 図	A2 1/50～1/100		
		昇 降 設 備	諸 元 表			
	非木造建物〔Ⅰ〕 及び〔Ⅱ〕調査	そ の 他 設 備				必要に応じて作成 積算に必要となる図面は上記以 外でも適宜作成
			工 事 内 訳 明 細 書			
			建 物 移 転 料 算 定 表			損失補償算定標準書 算定要領編参照 再築工法 (様式第1号)、 改造工法 (様式第2号)、 復元工法 (様式第3号)、 除却工法 (様式第4号) を含む
	機 械 設 備 調 査		機 械 設 備 調 査 表			機械設備要領参照 様式第1
			機 械 設 備 位 置 図	A3 1/100又は1/200		
			電 気 設 備 図	A3 1/100又は1/200		
			配 管 設 備 図	A3 1/100又は1/200		
			機 械 基 礎 図	A3 1/50又は1/100		
			プ ロ セ ス コ ン ピ ユ ー タ ー 設 備 図	A3 1/50又は1/100		必要に応じて作成
			写 真 撮 影 方 向 図	A3 1/100又は1/200		撮影困難な場合は姿図作成
			機 械 設 備 算 定 内 訳 書 及 び 機 械 設 備 直 接 工 事 費 明 細 書			機械設備要領参照 機械設備据付工数等計算書、機 械設備運搬台数計算書、機械設 備見積比較表を含む
			移 転 工 法 案 の 検 討 資 料			製造工程図、動線配置図、移転 工程表
	生 産 設 備 調 査		工 作 物 調 査 表			様式第27号
			平 面 図			
			立 面 図			
			構 造 図			

建 物 等 の 調 査	生産設備調査	断 面 図			
		生産設備新設費 (移設費) 積算調査書		機械設備調査に準じて作成	
	附帯工作物調査	附帯工作物調査表			附帯工作物要領参照 様式第1
		配 置 図	A3 1/100~1/200		
		詳 細 図	A3 1/50~1/100		
		そ の 他 必 要 と す る 図 面	A3 1/100~1/200		
		補償額算定書			附帯工作物要領参照 様式第2
	庭園の調査	平 面 図			
		工作物調査表			様式第27号
		立竹木調査表			様式第29号
	墳墓の調査	工作物調査表			様式第27号
		墳墓配置図			
営 業 そ の 他 の 調 査	営業調査	営業調査 総括表(1)		様式第32号の1	
		営業調査 総括表(2)		様式第32号の2	
		事業概況説明書		個人の場合は、営業概況書とする。	
		確定申告書(写)		勘定科目内訳説明書(写)も添付する。	
		損益計算書		個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。	
		貸借対照表		個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。	
		登記簿(法人・商業) の 写 し			
		固定資産台帳の写し			
		従業員調査表		様式第32号の3	
		売場及び工場配置図			
		生産及び販売実績 調 査 表			

営業 その 他の 調査	営業調査	設備、機械器具 調査表		
		受注又は顧客動向 調査表		
		在庫率及び回転率 調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		
		固定資産及び流動 資産調査表		
		仕入先調査表		様式第32号の4
		営業補償金額 総括表		
		事業所及び営業 概況書		
		営業補償 方法認定書		
		移転工法別経済 比較表		
		認定収益額 算定表		
		固定的経費内訳表		
		固定的経費付 属明細書		
		固定資産の売却損 補償内訳表		
		人件費内訳表		
		移転広告費内訳表		
		移転工程表		
	損益計算書比較表			
居住者等に関する調査	居住者調査表 (自家・家主)		様式第33号の1	
	居住者調査表 (借家・借間)		様式第33号の2	
消費税等調査	消費税等調査表		様式第35号、表-1、表-2	

予備調査	企業概要書	企業概要書		様式第36号の1	
	配置図	配置図	1/500又は1/1,000		
	建物、機械設備等の図面作成	平面図、立面図等			
	移転計画案の作成	移転工程表			
		移転計画図	1/500又は1/1,000		
		移転工法(計画)案検討概要書			様式第36号の2
	移転工法案の作成	移転工法(計画)各案の比較表			様式第36号の3
		計画概要表(検討資料)			様式第31号の1
		計画概要表			様式第31号の2
		面積比較表			様式第31号の3
計画概要比較表				様式第31号の4	
写真撮影(使用状況)					
移転計画図		1/500又は1/1,000			
移転工法案の検討	企業概要書	企業概要書		様式第36号の1	
	移転工程表	移転工程表			
	移転計画図	移転計画図	1/500又は1/1,000		
	移転工法(計画)案検討概要書	移転工法(計画)案検討概要書		様式第36号の2	
	移転工法(計画)各案の比較表	移転工法(計画)各案の比較表		様式第36号の3	
	計画概要表(検討資料)	計画概要表(検討資料)		様式第31号の1	
	計画概要表	計画概要表		様式第31号の2	
	面積比較表	面積比較表		様式第31号の3	
	計画概要比較表	計画概要比較表		様式第31号の4	
補償説明	補償説明記録簿			様式第37号	
事業認定申請図書等の作成				事業認定申請図書作成要領の定める所による。	


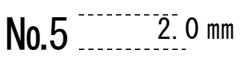
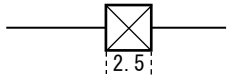



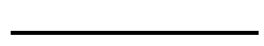
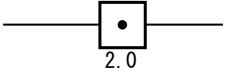
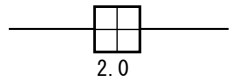
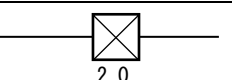
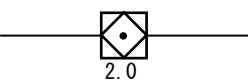
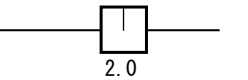
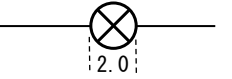
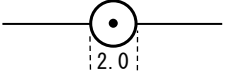

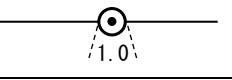
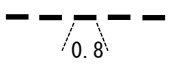

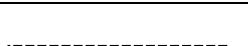
地盤変動影響調査	調査区域位置図	1/5,000 又は 1/10,000	
	調査区域平面図	1/500 又は 1/100	
	建物等調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領 参照 様式第1号
	建物等調査書	平面図、立面図は 1/100 その他調査図は 1/100又は 1/10	地盤変動影響調査算定要領 参照 様式第2号
	損傷調査書		地盤変動影響調査算定要領 参照 様式第3号
	写真集		地盤変動影響調査算定要領 参照 様式第4号
	補償説明記録簿		様式第37号
写真台帳の作成	写真台帳		第6章、第7章、第9章、第 10章及び第14章に定める調 査等と併せて作成する。
土地調書及び物件調書 の作成	土地調書		様式第38号
	物件調書		様式第39号

(注) 1 その他積算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

2 設備配置図には、借家人等が設置した建築設備についても、これが明らかになるよう別途の記号により記入するものとする。

3 設備配置図には、同種の建築設備と工作物がある場合は、色分け等により記入するものとする。

別表第1（第51条関係）用地実測図及び用地平面図表示記号

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
中 心 杭	 3.0 mm	黒 0.2	設置された杭を 2.5 mm で表示すること。  字名は 4.5 mm 直立等線体で表示すること。  測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界線がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
中心杭番号	 2.0 mm	黒 0.2	
用地境界仮杭及び用地幅杭	 2.5	黒 0.15	
大字の境界	 5.0 1.0 1.0	黒 0.35	
字の境界	 3.0 2.0	黒 0.35	
土地の境界		黒 0.15	
用地取得線		赤 0.2	
土地の境界線イ 石 杭	 2.0	黒 0.15	
ロ コンクリート杭	 2.0	黒 0.15	
ハ 合成樹脂杭（プラスチック杭）	 2.0	黒 0.15	
ニ 不銹鋼杭（ステンレス杭）	 2.0	黒 0.15	
ホ 金属標（プレート）	 2.0	黒 0.15	
ヘ 金属釘	 2.0	黒 0.15	
ト 木 杭	 2.0	黒 0.15	
チ 刻 印（ペイント）	 2.0	黒 0.15	
リ 計 算 点	 1.0	黒 0.15	
一筆内の異なる権利の境界	 0.8	赤 0.10	
一筆内の異なる地目の境界		赤 0.10	
一筆内の異なる占有者の境界		緑 0.15	

（注）これにより難しい場合は監督員と協議すること。



別表第1（第51条関係）用地実測図及び用地平面図表示記号

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線幅及び線色																													
地 番	アラビア数字 左 横 書 字 の 高 さ 2.0 字 の 間 隔 2.0	黒 0.15																													
同一所得者記号		黒 0.10																													
所得者等氏名	左 横 書	黒 0.15																													
〔土地に関する権利（担保物件を除く）が設定されているときは権利の種類及び権利者の氏名〕	正方形直立等線体 字 の 大 き さ 2.5 字 の 間 隔 1.0 やむをえないときは縦書きとする。																														
地 目	字 の 大 き さ 2.5 字 の 間 隔 2.5 以 内	黒 0.15																													
流水の方向		黒 0.10																													
建物、工作物																															
木 造		黒 0.15～0.35	無壁舎は破線をもって表示すること。																												
非木造		黒 0.35	表示は外側真形とする。																												
配電路線	1.5	黒 0.15	柱の正位置を表示する。																												
送電路線	1.5	黒 0.15	外枠は支持物の敷地の実測 内枠は支持物の基礎を表示																												
通信路線	1.5	黒 0.15	柱の正位置を表示する。																												
鉄道・軌道	1.5	黒 0.15																													
その他	1.5	黒 0.15																													
井 戸	2.0	黒 0.15	名称[ ]																												
肥料槽	2.0	黒 0.15	<table border="1"> <tr> <td>業務名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>縮 尺</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量年月日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>調査者</td> <td>計算者</td> <td>検査者</td> <td>照合者</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	業務名				箇所名				縮 尺		図面番号		測量年月日	平成	年	月 日	受注者				調査者	計算者	検査者	照合者	印	印	印	印
業務名																															
箇所名																															
縮 尺		図面番号																													
測量年月日	平成	年	月 日																												
受注者																															
調査者	計算者	検査者	照合者																												
印	印	印	印																												
貯水槽	2.0	黒 0.15																													
業務名 箇所名 縮 尺 測量年月日 受注者等	縦 6.5cm 横 10.0cm	黒																													

(注) 鑑定図についても当該表示記号を準用する。

別表第2 (第62条関係) 建物平面図等表示記号

平面表示記号は、次の表により原則として縮尺1/50~200に用いる。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
方位 矢印方向は北を示す		伸縮間仕切		※ドアチェック		※熱感知器					
出入口 建物主要出入口の位置を表示する		両引き戸		※フロアーヒンジ		※自動閉鎖装置					
出入口一般		引違い戸 片引き戸(I)		※オートヒンジ		※連動制御器 操作部を有するもの					
両開き戸		片引き戸(II)		※常時閉鎖式 防火戸		※非常用進入口					
片開き戸		引込戸		※防火戸		窓一般					
自由戸		雨戸				両開き窓					
回転戸		網戸		※防火シャッター		方開き窓					
折りたたみ戸		シャッター		※煙感知器		回転窓					

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
引違い窓		一般階		エレベーター		和式大便器		階段		水こう配		※屋内消火栓	
片引き窓		最下階		リフト		洋式便器		階段昇り表示		矢印方向は下		※屋外消火栓	
格子付き窓		スロープ		ルーフドレイン		緑		たてどい		洗面器・手洗器		地上式	
網戸付き窓		スロープ昇り表示		スロップシンク		目地		吹抜け		小便器一般		地下式	
シャッター付き窓		ダクト		小便器一般		※配水管		改め口		隔板は必要に応じて記入する		※排水枳	
※ブラインド付き窓		パイプ		ス ト ー ル		※配水管		持出		手持		一般	
※カーテン付き窓		エアークロ		ス ト ー ル		※配水管		室名札		手持		一般	
郵便受け		ダクト		ス ト ー ル		※配水管		持出		手持		一般	
郵便受け		パイプ		ス ト ー ル		※配水管		手持		手持		一般	

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
※排水 側	雨水 汚トラップ 公共	斜 面		※分電盤		芝 張	
	溝 必要に応じ型 (L, U, V) を記入する	※石積擁壁		※コングリート 間知ブロック 積擁壁		※コングリート 擁壁	
敷地境界		※量水器		※ガスメータ		※電気 マシナホール	
境界石一般		※電気 ハンドホール		※電気 マシナホール		ベンチマーク	
囲障一般 機種を記入する		ボーリング位置					

※印は必要ある場合の表示記号を示す。

(材料構造表示記号)

材料構造表示記号は、次の表により必要に応じ材料名及び仕上の種類を併記する。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き所要の説明を記入する。

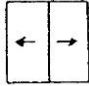
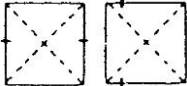

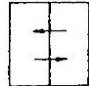




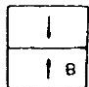

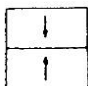
表示事項	表 示 記 号			表 示 事 項	表 示 記 号		
	縮尺1/1000の場合 〔縮尺1/200・1/3 00の場合はこれ に準ずる〕	縮尺1/500の場合 〔縮尺1/30の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1/200の場合 〔縮尺1/100の場合 はこれに準ずる〕		縮尺1/1000の場合 〔縮尺1/200・1/3 00の場合はこれ に準ずる〕	縮尺1/500の場合 〔縮尺1/30の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1/200の場合 〔縮尺1/100の場合 はこれに準ずる〕
コンクリ 鉄筋コンクリート				軽量鉄骨下地 間仕切壁	/	実形に準じて表示	
鉄骨	I		真壁 造 木 造 壁	管柱 片ふた柱 通柱		実形に準じて表示する	
壁・床一般			大壁 造 木 造 壁	管柱 間柱 通柱	実形に準じて表示する		
軽量壁・床一般			鉄筋コンクリート造 (端部及び交 点にのみ柱形 を表示する)		実形に準じて表示する		
A L C			既製間仕切 必要に応じ割付記入		実形で準じて表示する		
コンクリート ブロック壁					実形に準じて表示する		

表示事項	表 示 記 号			表示事項	表 示 記 号		
	縮尺1/100の場合 〔縮尺1/200・1/300の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1/50の場合 〔縮尺1/300の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1/20の場合 〔縮尺1/100の場合 はこれに準ずる〕		縮尺1/100の場合 〔縮尺1/200・1/300の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1/50の場合 〔縮尺1/300の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1/20の場合 〔縮尺1/100の場合 はこれに準ずる〕
地盤				化粧材			
割栗				木材			
砂利・砂			実形に準じて表示する				
石材または擬石				畳			
れんが			実形に準じて表示する				
左官仕上げ				網			

表示事項		表示記号		
		縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の場合 はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合 はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合 はこれに準ずる)
鉄筋 (構造用)	φ D	/		
	9 10			・
	13			×
	16			∅
	19			●
	22			○
	25			⊙
	28 29			⊗
	32			◎
リベット 高力ボルト (構造用) 径は工事ごとに選定する		/		 +

(建具開閉表示記号)

建具の開閉表示記号は、次の表による。表にないものについては、実形に応じた建具開閉表示記号を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
両引き		回転		はめこらし	
引違い		内倒し		すべりだし	
片引き		つきだし		バランス	
両開き		上げ下げ		・印は開き方向を示す	

(略号)

略号を使用する場合は、次の表による。表にないものについては、原則として略号を使用しない。

項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号
一般	搭屋屋階	P R F	直径	d・ $\phi$
	搭屋1階	P 1 F	半径	r・R
	屋階(搭屋のないもの)	R F	縮尺	S
	3階中2階	3 F M F	センターライン	$\Sigma$
	中2階	M F	間隔	@
	1階、3階	1 F・3 F	厚さ	$\text{\textcircled{T}}$
	地下1階	B 1 F	ダクトスペース	D S
	幅	<b>W</b> ・w	パイプシャフト	P S
	高さ	<b>H</b> ・h	エアーダクト	A D
	長さ	<b>L</b> ・ℓ	ダストシュート	D S T
			基準地盤面	G L
		基準床面	F L	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート	S R C	トラス、トラスばり	T
	鉄筋コンクリート	R C	サブトラス	S T
	鉄骨	S	ラチス	L a t t
	軽量鉄骨	L G S	プレート	P L・ $\text{\textcircled{P}}$
	コンクリートブロック	C B	フラットバー	F B
	高温高圧蒸気養生軽量 気泡コンクリート	A L C	あばら筋	S T P
	床板	S	帯筋	H o o p
	壁	W	柱・はりの幅	b
	柱	C	柱・はりのせい	D
	間柱	P	厚さ	t
	基礎	F		
	布基礎	f		
	つなぎばり、基礎ばり	F G		
	大ばり	G		
	小ばり	B		






















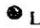


















項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号	
材	調合ペイント塗り	OP	オイル塗りワックス拭き仕上げ	OF	
	塩化ビニル樹脂エナメル塗り	VP	人造石研出し	人研	
	アクリル樹脂エナメル塗り	AP	現場テラゾ塗り	現テラ	
	フタル酸樹脂エナメル塗り	FP	石綿セメント板		
	合成樹脂エマル	EP(1)	フレキシブル板	石綿板 (F)	
	シオンペイント塗り		EP(2)	平板	石綿板 (S)
	多彩模様塗料塗り	MP		軟質板	石綿板 (N)
	合成樹脂エ	A類 SP	吸音用あなあきせっこうボード	PGB	
	マルシオン		せっこうボード	GB	
	砂壁状吹付け (内装用)		石綿けい酸カルシウム板	ケイカル板	
	料	合成樹脂エマルシオン	リシン吹付け	フォームポリスチレン保温板	FP板
		砂壁状吹付け(外装用)		管 類	
		化粧用セメント吹付け(外装用)		ビニル管	V
			遠心力鉄筋	H	
			コンクリート管		
			鉄筋	R	
			コンクリート管		
		铸铁管	C		
建具	木製戸	WD	木製がらり	WG	
	鋼製戸	SD	鋼製がらり	SG	
	鋼製軽量戸	LD	アルミニウム製がらり	AG	
	ステンレス製戸	SSD	ふすま	H	
	アルミニウム製戸	AD	紙障子	P	
	木製窓	WW	ドアチェック	DC	
	鋼製窓	SW	フロアヒンジ	FH	
	ステンレス製窓	SSW	ラバトリーヒンジ	LH	
	アルミニウム製窓	AW	ピポットヒンジ	PH	
	鋼製巻込みシャッター	SS	オートヒンジ	AH	
	鋼製軽量シャッター	LS			











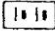

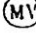







(機器材表示記号)


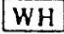












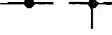




電気、機械設備等の器材表示記号は、次の表による。



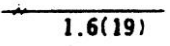
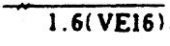
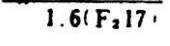
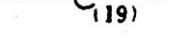

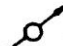






## 電 力 設 備

記 号	名 称	備 考
( 電 燈 )		
	けい光燈 天井付	
	けい光燈 天井付 (発電機回路)	
	けい光燈天井付 (電池内蔵形) (非常用照明器具)	〔誘導灯との兼用器具 を含む。〕
	けい光燈 壁付	
	けい光燈 角形天井付	
	けい光燈 非常用照明器具 白熱燈組込	〔誘導灯との兼用器具 を含む。〕 位置ボックス2個とする。
	けい光燈 コードペンダント	
	白熱燈 天井付	
	白熱燈 壁付	
	白熱燈 天井付 (発電機回路)	
	白熱燈 壁付 (発電機回路)	
	白熱燈 天井付 (非常用照明器具)	〔電池内蔵形又は電池 別置形誘導灯との兼 用器具を含む。〕
	白熱燈 壁付 (非常用照明器具)	
	階段通路誘導灯	〔電池内蔵形又は電池 別置形誘導灯との兼 用器具を含む。〕
	避難口誘導灯 廊下通路誘導灯	
	1 P10A×1 埋込タンブラスイッチ (連用形)	15A以上は、傍記による。
	2 P10A×1 埋込タンブラスイッチ (連用形)	15A以上は、傍記による。
	3 W10A×1 埋込タンブラスイッチ (連用形)	15A以上は、傍記による。

記号	名称	備考
	埋込タンブラスイッチ 4W10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。
	埋込タンブラスイッチ 1 P10A×1 パイロットランプ付 (連用形)	15A以上は、傍記による。
	埋込タンブラスイッチ 1 P10A×1 (防水形)	15A以上は、傍記による。
	埋込タンブラスイッチ 1 P10A×1 (防爆形)	15A以上は、傍記による。
	リモコンスイッチ	
	リモコンスイッチ パイロットランプ付	
	セレクタースイッチ	回路数は、傍記による。 傍記Lは、パイロットランプ付を示す。
	リモコンリレー	
	リモコンリレー集合体	リレー数は、傍記による。
	自動点滅器	容量は、傍記による。
	調光器	容量は、傍記による。
	天井コンセント 2 P15A×1 (抜け止め形)	2個以上は、傍記による。
	床コンセント 2 P15A×1	2個以上は、傍記による。
	壁付コンセント 2 P15A×2 (連用形)	1個又は3個以上は傍記による。
	壁付コンセント 2 P20A×1	20A以上は、傍記による。 プラグ付とする。
	壁付コンセント 3 P15A×1	3極以上は、傍記による。 プラグ付とする。
	壁付コンセント 2 P15A×1 接地極付	プラグ付とする。
	壁付コンセント 2 P15A×1 (防水形)	(プラグ不要とする。)
	ファンコイル用 壁付コンセント 2 P15A×1 接地極付 (ツイストロック形)	(プラグ不要とする。)
	壁付コンセント 2 P15A×1 (防爆形)	プラグ、キャップ付とする。






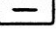



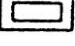
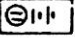






記号	名称	備考
 T	壁付コンセント 2 P15A×1 (ツイストロック形)	プラグ付とする。
 ヌ	壁付コンセント 2 P15A×1 抜け止め形	
	非常コンセント箱 埋込形	(消防法によるもの)
 ET	壁付コンセント 2 P15A×1 及び接地端子付 ET×1	
( 機器 )		
 M	電動機	別途
 H	電熱器	別途
	換気扇	別途
 T	サーモスタット	別途
 H	ヒューミディスタット	別途
	整流器	容量は、傍記による。
	蓄電池	容量は、傍記による。
 SV	電磁弁	別途
 MV	電動弁	別途
 S	開閉器箱	極数、容量、ヒューズ容量、 しゃ断電流容量は、傍記による。
 Ⓢ ・ Ⓣ	電流計箱付開閉器・電磁開閉器	
 B	電磁開閉器用押釦	傍記Lは、パイロットランプ付を 示す。
 F	フロートスイッチ	別途
 LF	フロートレススイッチ電極	別途 (電極数を傍記する)
 P	圧力スイッチ	別途
 B	配線用しゃ断器箱 (モーターブレーカー)	極数、フレーム大きさ、定格電流、 しゃ断電流容量は、傍記による。

記号	名称	備考
	電動機用配線用しゃ断器箱	極数、フレーム大きさ、電動機容量、しゃ断電流容量は、傍記による。
	電力量計（箱入又はフード付）	集合計器箱の場合は数を傍記する。
	電流制限器	電流は、傍記による。
	電流制限器（箱入）	電流は、傍記による。
	漏電警報器	
	漏電火災警報器	（消防法によるもの）
	ベル変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。
	リコモン変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。漏れ形の場合はLを傍記する。
( 盤 )		
	電燈分電盤	二重枠のものは、耐熱保護とする。
	動力制御盤	
	電力分電盤	
( 避雷針 )		
	避雷針（突針）	立面図用 
	避雷導線	材料の種類、大きさは、傍記による。接続点 
	接地	材料の種別は、傍記による。
	接地抵抗測定用端子	
	接地用端子箱	形式は、傍記による。
( 配管配線 )		
	天井いんぺい配線	













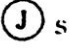

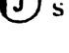



記号	名称	備考
	床いんぺい配線	
	露出配線	
	IV1.6×2本 鋼製電線管(19)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
	IV1.6×2本 硬質ビニル電線管(16) 耐衝撃性の場合(HIVE)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
	IV1.6×2本 二種金属製可とう電線管(17)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
	電線の入っていない鋼製電線管(19)	電線管太さは、例示とする。
	立上り	同一階の立上り及び引下げは、表示されていない。配管太さ、電線太さ、本数は、傍記による。
	素通し	
	引下げ	
	接地	種別は、傍記による。
	ジョイントボックス	
	プルボックス	形式は、傍記による。
	VVF用ジョイントボックス	傍記 t は、端子付きを示す。
	受電点、引込口	
IV	600V ビニル絶縁電線	
HIV	600V 二種ビニル絶縁電線	
TIV	通信用屋内2個よりビニル電線	
TIVF	通信用屋内ビニル平形電線	
SWVP	局内ビニル絶縁ビニルシースケーブル	
ECX	ポリエチレン高周波同軸ケーブル	

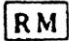
















記号	名称	備考
MVVS	ビニル絶縁ビニルシースマイクロホンコード	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
VVF	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 平形	太さ、心線数、条数は、傍記による。
VVR	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 丸形	太さ、心線数、条数は、傍記による。
CV	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	電圧種別、太さ、心線数、条数は、傍記による。
CVV	制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル( ジャケット型 )	
CVVS	制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(ジャケット型シールド付き)	
FP	耐火電線	
HP	耐熱電線	840℃30分の耐火試験に合格したものとする。 380℃15分の耐火試験に合格したものとする。



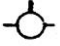
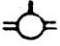

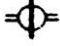





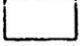

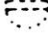


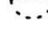

# 通 信 設 備






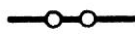








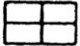

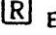

記 号	名 称	備 考
<p>( 電話 )</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 10px;">              </div> <p>( 一般警報装置 )</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 10px;">     </div>	<p>内線電話機</p> <p>ボタン電話機</p> <p>集合保安器箱 (箱のみ)</p> <p>転換器</p> <p>両切転換器</p> <p>端子盤</p> <p>本配線盤</p> <p>中継台 (手動交換機を含む)</p> <p>自動交換機</p> <p>ボタン電話主装置</p> <p>電話交換機用電源装置</p> <p>床付電話用アウトレット</p> <p>壁付電話用アウトレット</p> <p>警報押ボタン</p> <p>警報ベル</p> <p>警報ブザー</p> <p>警報受信盤</p>	<p>回線数は、傍記による。</p> <p>対数 (実装/容量一列数) は、傍記による。</p> <p>対数 (実装/容量一列数) は、傍記による。</p> <p>形式は、傍記による。</p>





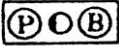







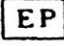











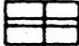







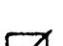
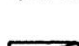
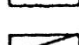
記号	名称	備考
(電気時計)		
	子時計	
	子時計用アウトレット	
	スピーカ付子時計	
	時報子時計	
	親時計	
	親時計 モニター組込みのもの	
	時報ベル	
	時報ブザー	
(拡声・インターホン)		
	スピーカ	
	スピーカ用アウトレット	
	ホーン形スピーカ	
	床付マイクロホンジャック	
	床付スピーカジャック	
	壁付マイクロホンジャック	
	壁付スピーカジャック	
	音量調整器	
	ラジオアンテナ	
	増幅器	

記号	名称	備考
        	遠隔操作器 電話機形インターホン子器 電話機形インターホン親器 拡声形インターホン子器 拡声形インターホン親器 壁付電話機形インターホン子器 壁付電話形機インターホン子器 壁付拡声形インターホン子器 壁付拡声形インターホン親器	
<p>( 呼出装置 )</p>     	押ボタン (壁付) 押ボタン (卓上) ベル チャイム ブザー	2個以上のボタン数は、傍記による。 2個以上のボタン数は、傍記による。
<p>( 出退表示装置 )</p>   	出退表示器 出退表示スイッチ 出退表示スイッチ盤	窓数は、傍記による。 スイッチ数は、傍記による。








記号	名称	備考
(テレビジョン)		
	テレビジョンアンテナ	VHF、UHF、素子数は、傍器による。
	増幅器	
	2分配器	
	4分配器	
	2分岐器	
	4分岐器	
	分波器、混合器	
	直列ユニット 75Ω	
	直列ユニット 300Ω	
	直列ユニット 75Ω 300Ω	
	終端抵抗	
	機器収容箱	
(火災報知装置)		
	差動式スポット型感知器 2種	1種の場合は、傍記による。
	差動式スポット型感知器 2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
	差動式スポット型感知器 2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種 小屋裏、天井裏	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種防水用	特種の場合は、傍記による。

記号	名称	備考
	定温式スポット型感知器1種耐酸形	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種耐アルカリ形	特種の場合は、傍記による。
E	定温式スポット型感知器 1種防爆形	特種の場合は、傍記による。
	煙式感知器2種	1種の場合は、傍記による。
	煙式感知器2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
	煙式感知器2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
—	空気管	 貫通個所を示す。
- - -	空気管、小屋裏、天井裏	
	差動式分布型感知器の検出部	種別は、傍記による。
	回路試験器	
	P型発信器	級別は、傍記による。 傍記Eは、防爆型を示す。
	P型発信器 屋外用	級別は、傍記による。
	火災警報ベル	
	火災警報ベル 屋外用	
	受信機	
	受信機	他の設備と連動する場合
	副受信機 (表示器)	
	表示燈	
	非常放送移報器	
	消火装置移報器	

記号	名称	備考
	消火栓移報器	
	防火戸排煙等移報器	
	差動スポット試験器	個数は、傍記による。
	終端抵抗器	
	総合盤	
	総合盤	屋内消火栓箱組込み
	火災報知設備警戒区域境界線	
 (非常警報装置)	火災報知設備警戒区域番号	 上部に必要事項下部に警戒区域番号表わす場合もある。
	非常用押ボタン	
	非常電話機	番号は、傍記による。
	非常ベル	
	操作装置	
	表示燈	
	非常警報設備報知区域境界線	
	非常警報設備報知区域境界番号	
 (消火設備)	起動押ボタン	傍記Eは、防爆形を示す。
	起動押ボタン 防水用	
	モータサイレン	別途

記号	名称	備考
	警報ベル	
	警報ブザー	
	制御盤	
	表示盤	窓数は、傍記による。
	表示燈	
	始動表示燈兼用形表示燈	
(防災設備)		
	煙式感知器3種 (建築基準法によるもの)	
	熱式感知器 (建築基準法によるもの)	種別は、傍記による。
	自動閉鎖機構 (防火戸)	
	自動閉鎖機構 (防火シャッター)	別途
	自動閉鎖機構 (防火ダンパ)	別途
	自動開放機構 (排煙ダンパ)	別途
	連動制御器	
	連動制御器 (操作部を有するもの)	

## 屋 外 設 備

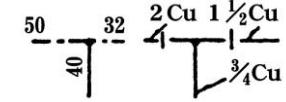
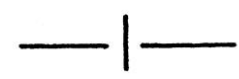
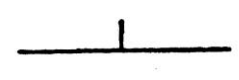

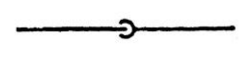
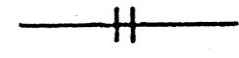
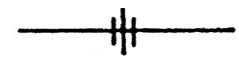

記 号	名 称	備 考
(屋外設備)		
	屋外燈	
	コンクリート柱	長さ、設計荷重は、傍記による。
	木柱	注入剤、長さは、傍記による。
	支線	太さは、傍記による。 ガードを必要とする場合は、特記による。
	支柱	(本柱と同材質とする。)
	架空電線路	電圧、太さ、条数および電線種別は、傍記による。
OW	屋外用ビニル絶縁電線	
2DV	引込用ビニル絶縁電線2コより	
3DV	引込用ビニル絶縁電線3コより	
OE	屋外用ポリエチレン絶縁電線	
	地中電線路	電圧、ケーブル種別、太さ、心数および条数、保護材は、傍記による。
VVR	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル丸型	
CVV	制御用ビニルケーブル (ジャケット形)	
CVVS	制御用ビニルケーブル (ジャケット形シールド付)	
CV	架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケーブル	
CVT	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル トリプレックス形	
CE	架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	

記号	名称	備考
CPEE	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープル	
TOV	通信用屋外2コよりビニル電線	
☐)	マンホール	形式は、傍記による。
☐	ハンドホール	形式は、傍記による。
GP	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	
VE	硬質ビニル電線管	
VP	硬質塩化ビニル管	

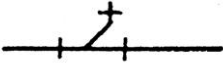
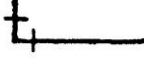
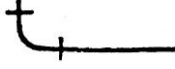
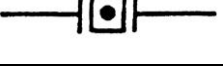
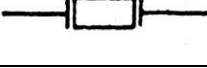
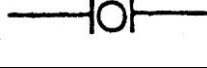

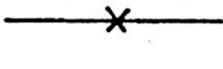
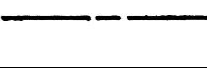
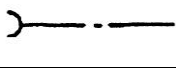
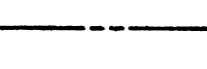
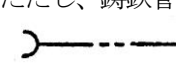
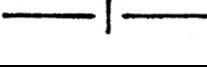
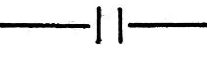
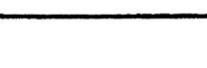
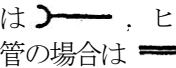



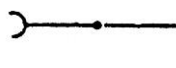


# 給水排水衛生空調設備


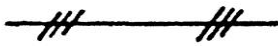
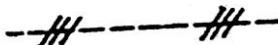
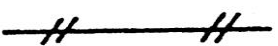
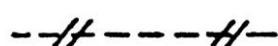
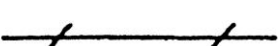

(配管)

種	別	記	号	備	考																																		
共          通	管の太さ 及 び 種 類			<p>管の太さ又は種類を示す場合は、管の太さを表す文字又は管の種類を表す記号を管を表す線の上に沿わせ、図の下又は左から読めるように表示するか引出線を用いて表示する。</p> <p>管の太さ及び種類を同時に示す場合は、管の太さを表す文字の次に管の種類を表す記号を記入する。なお、管種記号は必要に応じて記入する。</p>	 <p>管種記号は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>鋼</td><td>管</td><td>記号なし</td></tr> <tr><td>ライニング</td><td>管</td><td>LN</td></tr> <tr><td>コーティング</td><td>管</td><td>CT</td></tr> <tr><td>ステンレス</td><td>管</td><td>S</td></tr> <tr><td>鋳鉄</td><td>管</td><td>記号なし</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>管</td><td>L</td></tr> <tr><td>銅</td><td>管</td><td>Cu</td></tr> <tr><td>ビニル</td><td>管</td><td>V</td></tr> <tr><td>ポリエチレン</td><td>管</td><td>P</td></tr> <tr><td>ヒューム</td><td>管</td><td>H</td></tr> <tr><td>陶</td><td>管</td><td>T</td></tr> </table>	鋼	管	記号なし	ライニング	管	LN	コーティング	管	CT	ステンレス	管	S	鋳鉄	管	記号なし	鉛	管	L	銅	管	Cu	ビニル	管	V	ポリエチレン	管	P	ヒューム	管	H	陶	管	T	
	鋼	管	記号なし																																				
	ライニング	管	LN																																				
	コーティング	管	CT																																				
	ステンレス	管	S																																				
	鋳鉄	管	記号なし																																				
	鉛	管	L																																				
	銅	管	Cu																																				
	ビニル	管	V																																				
	ポリエチレン	管	P																																				
ヒューム	管	H																																					
陶	管	T																																					
管の接 続状態	接続して いない とき																																						
	接続して いるとき																																						
管の立体 的表示	立管																																						
	立上り 立下り部																																						
管の継手	フランジ			特に継手を示す場合に用いる。																																			
	ユニオン			同上																																			
	T			同上																																			

(配管)

種	別	記	号	備	考
共通	管の継手	T Y			特に継手を示す場合に用いる。
		エルボ			同上
		曲管			同上
		満水試験継手			
		可撓継手			
		防振継手			
		ボールジョイント			
管の固定					
衛生	給水管	市水			ただし、鋳鉄管の場合は 
		井水			ただし、鋳鉄管の場合は 
	給湯管	送り			
		返り			
	排水管	排水			ただし、鋳鉄管の場合は  、ヒューム管の場合は 
通気					
生	消火管	屋内及び屋外消火栓管、連結送水管並びに連結散水管			ただし、鋳鉄管の場合は 








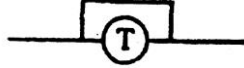






## (配管)

種	別	記	号	備	考
衛	消火管	スプリンクラー及び泡消火管	— S — — F —		
		ハロゲン化合物消火管	— HL —		
		粉末消火管	— D —		
生	ガス管	都市ガス	— G —		ただし、鑄鉄管の場合は  、ガス配管のみを示す図面の場合は G を省略する。
		液化石油ガス	— PG —		ガス配管のみを示す図面の場合は PG を省略する。
空	高圧蒸気管	送り			
		返り			
	中圧蒸気管	送り			
		返り			
	低圧蒸気管	送り			ただし、低圧蒸気直接暖房のみを示す図面の場合は斜線を省略する。
		返り			同上
調	冷却水管	送り	— CD —		
		返り	--- CDR ---		
	冷水管	送り	— C —		
		返り	--- CR ---		

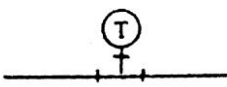

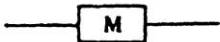



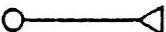
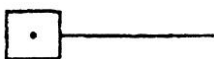
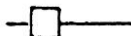
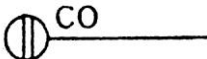
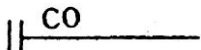
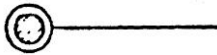


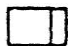
## (配管)

種	別	記	号	備	考
空	温水管	送	り	——H——	ただし、温水暖房のみを示す図面 の場合は文字を省略する。
		返	り	----HR----	同上
	冷水管	送	り	——CH——	
		返	り	----CHR----	
	膨張管			----E----	
	調	給油管	送	り	——O——
返			り	----OR----	
排気管				----AV----	空気抜管を含む
そ の 他	圧縮空気			——A——	
	真空			——V——	
	酸素			——O <sub>2</sub> ——	






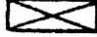
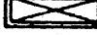

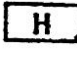





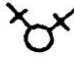

(機器及び材料)




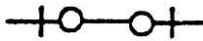

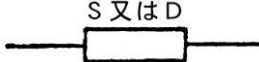

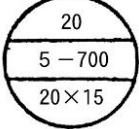

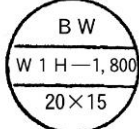
種 別	記 号	備 考
埋 設 弁		
仕 切 弁		バタフライ弁を使用するときは特記する。この場合、GVをBVとする。
玉 形 弁		
逆 止 弁		
コ ッ ク		
安全弁及び逃し弁		
減 圧 装 置		図はバイパス管付きを示す。
温 度 調 節 装 置		同 上
電 動 弁 装 置		同 上
電 磁 弁 装 置		同 上
空 気 弁		
圧 力 計		
水 高 計		
連 成 計		

(機器及び材料)

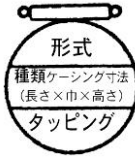
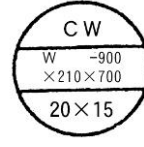

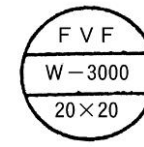

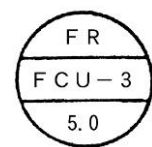
種	別	記	号	備	考
共通	温度計				
	ストレーナ				
衛生	量水器				
	水栓				
	洗浄弁				
	ボールタップ				
	シャワー				
	散水栓及び靴洗栓 (箱共)				
	水栓柱				
	床上掃除口				
	床下掃除口				
	床排水トラップ				
	生	排水金物			
トラップ					
トラップ枳					

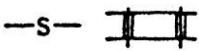


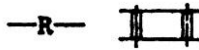

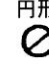
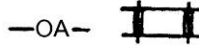
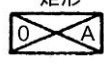

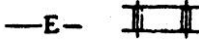

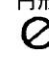
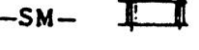





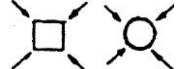
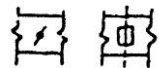
(機器及び材料)

種 別	記 号	備 考
インバート桧		
た め 桧		
公 共 桧		
衛 屋 内 消 火 栓		屋内消火栓箱付き
屋 内 消 火 栓 (放水口共)		屋内消火栓箱付き
連結送水管放水口		放水口格納箱付き
連結送水管放水口		放水用器具格納箱付き
屋 外 消 火 栓 (地上式)		屋外消火栓ホース格納箱付き
屋 外 消 火 栓 (組込形)		屋外消火栓箱付き
送 水 口		
生 スプリンクラー、泡 及び連結散水ヘッド		
ハロゲン化物及び粉 末噴射ヘッド		いんぺい形の場合は、 
一口ガスカラン		ゴム管ロックを含む。
二口ガスカラン		
水 取 器		

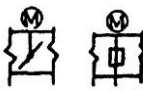



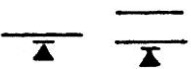
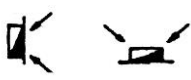







種	別	記	号	備	考
衛生	ガスメータ				
空	高圧トラップ装置			図はバイパス管付きを示す。	
	低圧トラップ装置			同上	
	吸上継手				
	サイレンサ				
	ベローズ形伸縮継手			Sは単式、Dは複式を示す。	
		柱形放熱器 同表示形式			<p>細柱形</p> 
調	ベースボードヒーター 同表示形式			<p>形式</p> <p>壁掛形 BW</p> <p>自立形 BF</p> <p>種類</p> <p>温水用一段式 W1H</p> <p>温水用二段式 W2H</p> <p>蒸気用一段式 S1H</p> <p>蒸気用二段式 S2H</p> 	



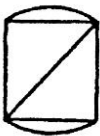
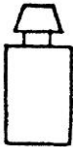

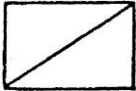
種 別	記 号	備 考
空	コンベクター 同表示形式	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>形式</p> <p>壁 掛 形 CW</p> <p>自 立 形 CF</p> <p>種類</p> <p>温 水 用 W</p> <p>蒸 気 用 S</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;">  </div> <div style="width: 30%; text-align: center;">  </div> </div>
	ファンコンベクター 同表示形式	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>形式</p> <p>床 置 形 FVF</p> <p>天 井 っ り 形 FVC</p> <p>種類</p> <p>温 水 用 W</p> <p>蒸 気 用 S</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;">  </div> <div style="width: 30%; text-align: center;">  </div> </div>
調	ファンコイルユニット 同表示形式	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>形式</p> <p>床 置 露 出 形 FR</p> <p>床 置 隠 ぺ い 形 FI</p> <p>天 井 づ り 露 出 形 CR</p> <p>天 井 づ り 隠 ぺ い 形 CI</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;">  </div> <div style="width: 30%; text-align: center;">  </div> </div>

種 別	記 号	備 考		
空	風 道	空調送気	—S— 	風道のみを示す図面の場合は、Sを省略する。
		同上断面	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">           矩形   </div> <div style="text-align: center;">           円形   </div> </div>	
	風 道	空調還気	—R— 	風道のみを示す図面の場合は、Rを省略する。
		同上断面	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">           矩形   </div> <div style="text-align: center;">           円形   </div> </div>	
	風 道	外気又は換気送気	—OA— 	
		同上断面	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">           矩形   </div> <div style="text-align: center;">           円形   </div> </div>	
	風 道	排 気	—E— 	
		同上断面	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">           矩形   </div> <div style="text-align: center;">           円形   </div> </div>	
	排 煙 道	排 煙	—SM— 	
		同上断面	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">           矩形   </div> <div style="text-align: center;">           円形   </div> </div>	
調	吹 出 口 (壁 付)			
	同 上 (天 井 付)			
	吸 込 口 (壁 付)			
	同 上 (天 井 付)			
	ダ ン パ ー			風量調節ダンパーはVD 防火ダンパーはFD 防煙ダンパーはSFD


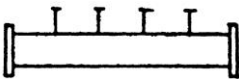


(機器及び材料)

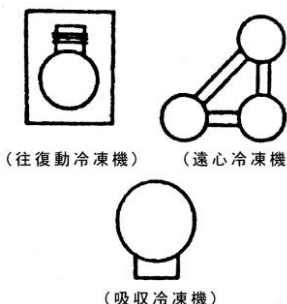
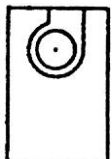
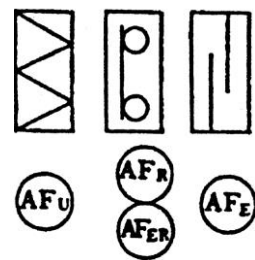


種 別	記 号	備 考	
空	モーターダンパー		
	外気取入ガラリ		
	排気ガラリ		
	たわみ継手		
	点検戸		
	排煙口(壁付)		SM-W×H W:巾(mm) H:高さ(mm)
	排煙口(天井付)		SM-W×H W:よこ(mm) H:たて(mm)
	コイル(加熱)		
	同上(冷却)		
	同上(加熱冷却)		
調	サーモスタット		
	ヒューミディスタット		
	換気扇		

(機器及び材料 (説明図用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
水ろ過器			<p>WF</p>
ガス湯沸器			<p>GH</p>
ポンプ			<p>P<sub>w</sub> 水ポンプ  P<sub>o</sub> 油ポンプ  P<sub>v</sub> 真空給水ポンプ</p>
槽			<p>T<sub>w</sub> 受水槽  T<sub>wh</sub> 高置水槽  T<sub>wr</sub> 減圧水槽  T<sub>e</sub> 膨張水槽  T<sub>o</sub> 貯油槽  T<sub>os</sub> オイルサービスタンク</p>

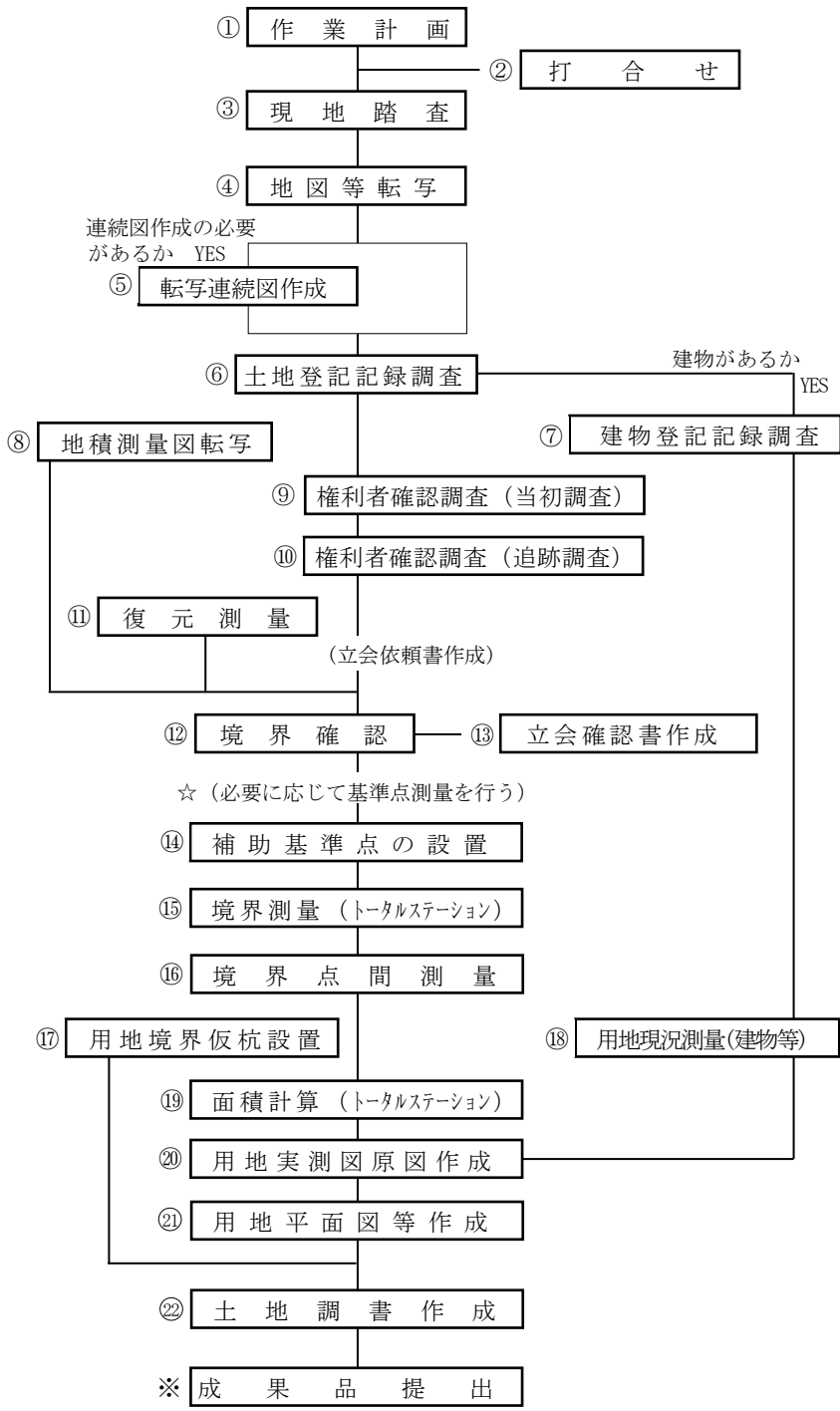
(機器及び材料 (説明図用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
槽			<p>Ⓣ<sub>HS</sub> 貯 湯 槽</p>
管 寄 せ			<p>Ⓜ<sub>S</sub> 蒸 気 管 寄 せ          Ⓜ<sub>W</sub> 冷 温 水 管 寄 せ ( 往 )          Ⓜ<sub>WR</sub> 冷 温 水 管 寄 せ ( 還 )</p>
ボ イ ラ ー		 <p>(銅板製炉筒煙管形)</p> <p>(鑄鉄製セクショナル形)</p>	<p>Ⓚ<sub>S</sub> 蒸気ボイラー          Ⓚ<sub>W</sub> 温水ボイラー</p>
熱 交 換 器			<p>Ⓜ<sub>E</sub></p>

名称	区分	略 図	種 別 記 号
冷 凍 機		 <p>(往復動冷凍機) (遠心冷凍機) (吸収冷凍機)</p>	<p>Ⓡ<sub>R</sub> 往復動冷凍機</p> <p>Ⓡ<sub>C</sub> 遠心冷凍機</p> <p>Ⓡ<sub>A</sub> 吸収冷凍機</p>
空 気 調 和 機			<p>Ⓐ<sub>Cp</sub> パッケージ形 空 気 調 和 機</p> <p>Ⓐ<sub>Cu</sub> ユニット形 空 気 調 和 機</p>
空 気 清 浄 装 置		 <p>Ⓐ<sub>Fu</sub> ユニットのろ過器 Ⓐ<sub>Fr</sub> 自動巻取形ろ過器 Ⓐ<sub>ER</sub> 誘電ろ過材形ろ過器 Ⓐ<sub>E</sub> 集じん器 Ⓐ<sub>ER</sub> 電気集じん器</p>	<p>Ⓐ<sub>Fu</sub> ユニットのろ過器</p> <p>Ⓐ<sub>Fr</sub> 自動巻取形ろ過器</p> <p>Ⓐ<sub>ER</sub> 誘電ろ過材形ろ過器</p> <p>Ⓐ<sub>E</sub> 集じん器</p> <p>Ⓐ<sub>ER</sub> 電気集じん器</p>
冷 却 塔			<p>Ⓒ<sub>T</sub></p>
送 風 機			<p>Ⓕ<sub>S</sub> 給 気 用</p> <p>Ⓕ<sub>E</sub> 排 気 用</p> <p>Ⓕ<sub>K</sub> 排 煙 用</p>

(参考)

用地測量業務フローチャート



作業内容

- ①作業内容の確認、作業計画書作成、必要資料等の収集、資料検討、機材準備
- ②発注機関との打合せ協議（中間打合せについては基準書によるものとする）
- ③現地の状況把握、範囲の確認等
- ④閲覧申請書作成、転写、着色、補足事項転記、分割転写図合成、製図（トレース図）転写作業者等の記載
- ⑤編集、土地取得予定線・図葉界の記入、製図（トレース）、作成作業者名記入
- ⑥閲覧交付申請書作成、登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領、土地調査表作成
- ⑦閲覧交付申請書作成、登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領、建物調査票（一覧）・建物登記記録等調査表（個人）作成
- ⑧閲覧申請書作成、転写
- ⑨交付申請書作成、法人登記簿謄本交付申請・受領、権利者調査票作成、連絡先調査
- ⑩交付申請書作成、相続関係説明図作成、権利者調査表作成、連絡先調査
- ⑪資料調査（明示確定図、地籍測量図等）、現地踏査（境界点・基準点・引照点等観測）、変換計算、逆打計算、復元杭設置
- ⑫資料作成、立会日時・作業手順の検討、立会依頼書・立会人名簿作成、立会、境界杭設置
- ⑬土地境界確認書作成、権利者、隣接者の署名・押印☆別途計上する。
- ⑭既存基準点の成果表借用、基準点検測踏査・選点、観測、杭設置、計算、基準点網図、成果表作成
- ⑮観測、計算、計算簿・境界点網図作成
- ⑯観測、座標値からの距離計算、較差による判定
- ⑰交点計算、用地境界仮杭設置
- ⑱細部測量、編集済データの作成
- ⑲座標法または数値三斜法による面積計算、土地調査表への記入
- ⑳データ入力、細部編集、図化
- ㉑データ入力、図化
- ㉒土地調書の作成

備考. 建物登記記録調査でその戸数に含まれる建物の定義について  
 一画の敷地内において一所有者が所有する建物を一戸とする。  
 この場合、建物登記記録において複数棟になっていても一戸とみなす。

※成果品を提出する。  
 （参考；別記2成果品一覧表）

# 様式一覧表

用地調査等共通仕様書

No.	様式名称	関係条項	様式ページ
3	管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書	第2条	3
4-1	担当技術者届	第5条	4
4-2	経歴書	第5条	5
5-1	業務計画書	第9条	6
5-2	業務工程表	第9条	7
6	委託業務打合せ簿	第21条	8
7	記録簿	第7条、10条	9
8	支給品引渡通知書	第11条	10
9	支給品受領書	第11条	11
10	支給品精算書	第11条	12
11	支給品返納書	第11条	13
16	電子媒体等納品書	第18条	18
18	障害物伐除報告書	第13条	20
19	身分証明証	第14条	21
20-1	土地の登記記録調査表(一覧)	第36条	22
20-2	土地の登記記録調査表	第36、49条	23
21-1	建物の登記記録調査表(一覧)	第36条	24
21-2	建物の登記記録調査表	第36条	25
23	用地測量(境界確認)立会一覧表	第40条	28
24	立会確認書	第43条	29
25	取得用地一覧表	第49条	30
26-1	土地現地調査報告書	第52条	31
26-2	参考図	第52条	32
27	工作物調査表	第79、80条	33
31-1	計画概要表(検討資料)	第87、111、117条	38
31-2	計画概要表	第87、111、117条	39
31-3	面積比較表	第87、111、117条	40
31-4	計画概要比較表	第87、111、117条	41
32-1	営業調査総括表(1)	第95、98条	42
32-2	営業調査総括表(2)	第95、98条	43
32-3	従業員調査表	第95、98条	44



No.	様式名称	関係条項	様式ページ
32-4	仕入先調査表	第95、98条	45
33-1	居住者調査表	第96、98条	46
33-2	居住者調査表	第96、98条	47
35	消費税等調査表	第101、102条	48
36-1	企業概要書	第108、116条	51
36-2	移転工法（計画）案検討概要書	第111、117条	52
36-3	移転工法（計画）各案の比較表	第111、117条	53
37	補償説明記録簿	第126、151条	54
38	土地調査書	第154条	55
39	物件調査書	第154条	56

## 参 考 要 領 一 覧 表

用地調査等共通仕様書

No.	正 式 名 称	略 称	発 行 所 名
1	改葬の補償及び祭し料調査算定要領	改葬及び祭し料要領	中部地区用地対策 連絡協議会
2	建物移転料算定要領	建 物 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
3	建物移転料算定要領 別添一木造建物調査積算要領	木 造 建 物 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
4	建物移転料算定要領 別添二非木造建物調査積算要領	非 木 造 建 物 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
5	機械設備調査算定要領	機 械 設 備 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
6	附帯工作物調査算定要領	附 帯 工 作 物 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
7	立竹木調査算定要領	立 竹 木 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
8	用地調査等業務共通仕様書 別記4 営業調査算定要領	営 業 要 領	国土交通省 中部地方整備局
9	動産移転料調査算定要領	動 産 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会
10	用地調査等業務共通仕様書 別記5 事業認定申請図書作成要領	—	国土交通省 中部地方整備局
11	地盤変動影響調査算定要領	地 盤 変 動 影 響 調 査 算 定 要 領	中部地区用地対策 連絡協議会

# 地質・土質調査業務共通仕様書

## 目次

第1編 共通編	3-1
第1章 総則	3-1
第101条 適用	3-1
第102条 用語の定義	3-1
第103条 受発注者の責務	3-3
第104条 業務の着手	3-3
第105条 調査地点の確認	3-3
第106条 設計図書の支給及び点検	3-4
第107条 監督員	3-4
第108条 現場代理人等	3-4
第109条 照査の実施	3-5
第110条 担当技術者	3-5
第111条 提出書類	3-5
第112条 打合せ等	3-6
第113条 業務計画書	3-6
第114条 資料等の貸与及び返却	3-6
第115条 関係官公庁への手続き等	3-7
第116条 地元関係者との交渉等	3-7
第117条 土地への立入り等	3-7
第118条 成果物の提出	3-8
第119条 関連法令及び条例の遵守	3-8
第120条 検査	3-8
第121条 修補	3-9
第122条 条件変更等	3-9
第123条 契約変更	3-9
第124条 履行期間の変更	3-9
第125条 一時中止	3-10
第126条 発注者の賠償責任	3-10
第127条 受注者の賠償責任等	3-10
第128条 部分使用	3-11
第129条 再委託	3-11
第130条 成果物の使用等	3-11
第131条 守秘義務	3-11
第132条 個人情報の取扱い	3-12

第133条	安全等の確保	3-12
第134条	臨機の措置	3-13
第135条	履行報告	3-13
第136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	3-13
第137条	行政情報流出防止対策の強化	3-14
第2章	機械ボーリング	3-15
第201条	目的	3-15
第202条	土質の分類	3-15
第203条	調査等	3-15
第204条	成果物	3-16
第3章	サンプリング	3-17
第301条	目的	3-17
第302条	採取方法	3-17
第303条	試料の取扱い	3-17
第304条	成果物	3-17
第4章	サウンディング	3-18
第1節	標準貫入試験	3-18
第401条	目的	3-18
第402条	試験等	3-18
第403条	成果物	3-18
第2節	スウェーデン式サウンディング試験	3-18
第404条	目的	3-18
第405条	試験等	3-18
第406条	成果物	3-19
第3節	機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	3-19
第407条	目的	3-19
第408条	試験等	3-19
第409条	成果物	3-19
第4節	ポータブルコーン貫入試験	3-19
第410条	目的	3-19
第411条	試験等	3-19
第412条	成果物	3-20

第5章 原位置試験	3-20
第1節 孔内水平載荷試験（プレッシャーメーター試験）	3-20
第501条 目的	3-20
第502条 試験等	3-20
第503条 成果物	3-20
第2節 地盤の平板載荷試験	3-21
第504条 目的	3-21
第505条 試験等	3-21
第506条 成果物	3-21
第3節 現場密度測定（砂置換法）	3-21
第507条 目的	3-21
第508条 試験等	3-21
第509条 成果物	3-21
第4節 現場密度測定（R I 法）	3-22
第510条 目的	3-22
第511条 試験等	3-22
第512条 成果物	3-22
第5節 現場透水試験	3-22
第513条 目的	3-22
第514条 試験等	3-22
第515条 成果物	3-22
第6節 ルジオン試験	3-22
第516条 目的	3-22
第517条 試験等	3-23
第518条 成果物	3-23
第7節 速度検層	3-23
第519条 目的	3-23
第520条 試験等	3-23
第521条 成果物	3-23
第8節 電気検層	3-23
第522条 目的	3-23
第523条 試験等	3-23
第524条 成果物	3-24
第6章 解析等調査業務	3-24
第601条 目的	3-24
第602条 業務内容	3-24
第603条 成果物	3-25

第7章 軟弱地盤技術解析	3-25
第701条 目的	3-25
第702条 業務内容	3-25
第703条 成果物	3-26
第8章 物理探査	3-26
第1節 弾性波探査	3-26
第801条 目的	3-26
第802条 業務内容	3-26
第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）	3-27
第803条 目的	3-27
第804条 業務内容	3-27
第9章 地すべり調査	3-28
第901条 目的	3-28
第902条 計画準備	3-28
第903条 地下水調査	3-28
第904条 移動変形調査	3-29
第905条 雨量観測	3-29
第906条 解析	3-29
第907条 対策工法選定	3-30
第908条 報告書作成	3-30
第10章 地形・地表地質踏査	3-30
第1001条 目的	3-30
第1002条 業務内容	3-30
第1003条 成果物	3-31
第11章 土質試験	3-31
第1101条 試験方法	3-31
第1102条 成果物	3-31
第2編 治山編	3-32
第1章 地すべり調査	3-32
	(3-33～47欠頁)
別添資料 様式－1	3-48
様式－2	3-49
様式一覧表	3-50

## 第109条 照査の実施

- 1 受注者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。
- 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
  - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
  - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は業務の履行に必要な知識（同等の能力）と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRCCMの資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。なお、設計図書で定めのある場合はこの限りではない。
  - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
  - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
  - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。
- 3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

## 第110条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
- 2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

## 第111条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式より、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請負代金代理受領承諾願、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。
  - (1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 第112条 打合せ等

- 1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、現場代理人と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

#### 第113条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程表
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果物の内容、部数
  - (7) 使用する主な図書及び基準
  - (8) 連絡体制（緊急時を含む）
  - (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
  - (10) 仮設備計画
  - (11) その他



※ 業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。

(2) 実施方針又は(11)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

#### 第114条 資料等の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

#### 第115条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

#### 第116条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第117条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。  
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第118条 成果物の提出

- 1 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を委託業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
- 4 受注者は、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示、又は承認を受けた場合は、三重県CALS電子納品運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき成果を電子記憶媒体にして提出するものとする。  
「マニュアル」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。また、成果物を紙で提出する場合は、原則として両面コピーとする。
- 5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

#### 第119条 関連法令及び条例の遵守

- 1 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第120条 検査

- 1 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、委託業務完成報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び現場代理人等の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 地質・土質調査業務成果物の検査

(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「マニュアル」によるものとする。

#### 第121条 修補

1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。

3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第122条 条件変更等

1 監督員が、受注者に対して地質・土質調査業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面（委託業務打合せ簿）によるものとする。

2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。

(1) 第117条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。

(2) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

#### 第123条 契約変更

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。

(1) 地質・土質調査業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合

(4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 第122条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項

(2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

#### 第124条 履行期間の変更

1 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

- 3 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し、提出しなければならない。

#### 第125条 一時中止

- 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第134条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

  - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

#### 第126条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第127条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合

### (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第128条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第129条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 調査業務（機械ボーリングも含む）における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面より協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合、指名停止期間中であってはならない。

#### 第130条 成果物の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第131条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業

務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

#### 第132条 個人情報の取扱い

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

#### 第133条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
  - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を

遵守して災害の防止に努めなければならない。

- (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
  - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
  - 7 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
  - 8 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
  - 9 受注者は、調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは、監督員の承諾を受けなければならない。

#### 第134条 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第135条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

## 第137条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。  
(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、協力者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。。

(2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事



故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第2章 機械ボーリング

### 第201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

### 第202条 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

### 第203条 調査等

1 ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。

2 ボーリング位置、深度及び数量

(1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。

(2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

3 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。

4 掘進

(1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。

(2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。

(3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。

(4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。

(5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。

- (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
- (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
- (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- (10) 試料を採取するオールコアボーリング※<sup>1</sup>の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。

試料を採取しない場合はノンコアボーリング※<sup>2</sup>を行うこととする。

ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は設計図書に明示するものとする。

※<sup>1</sup> オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※<sup>2</sup> ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

## 5 検尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き全ロッド長の確認を行うものとする。

## 6 その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、設計図書に明示するものとする。

## 第204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、マニュアルに従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督員と協議するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

#### 第406条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。

### 第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

#### 第407条 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

#### 第408条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。
- 2 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
- 3 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

#### 第409条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理するものとする。

### 第4節 ポータブルコーン貫入試験

#### 第410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

#### 第411条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。
- 2 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
- 3 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
- 4 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

#### 第412条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。

## 第5章 原位置試験

### 第1節 孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）

#### 第501条 目的

孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

#### 第502条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）によるものとする。
- 2 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする
- 3 測定

孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

- (1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

- (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

- (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

- (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

- (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

- (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m<sup>2</sup>ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

#### 第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値

# 設計業務等共通仕様書

## 目 次

第1編 共通編	4-1
第1章 総 則	4-1
第1101条 適 用	4-1
第1102条 用語の定義	4-1
第1103条 受発注者の責務	4-3
第1104条 業務の着手	4-3
第1105条 設計図書を支給及び点検	4-3
第1106条 監督員	4-4
第1107条 管理技術者	4-4
第1108条 照査技術者及び照査の実施	4-4
第1109条 担当技術者	4-5
第1110条 提出書類	4-6
第1111条 打合せ等	4-6-2
第1112条 業務計画書	4-6-2
第1113条 資料の貸与及び返却	4-7
第1114条 関係官公庁への手続き等	4-7
第1115条 地元関係者との交渉等	4-7
第1116条 土地への立入り等	4-7
第1117条 成果物の提出	4-8
第1118条 関連法令及び条例の遵守	4-8
第1119条 検 査	4-8
第1120条 修 補	4-9
第1121条 条件変更等	4-9
第1122条 契約変更	4-9
第1123条 履行期間の変更	4-9
第1124条 一時中止	4-10
第1125条 発注者の賠償責任	4-10
第1126条 受注者の賠償責任等	4-10
第1127条 部分使用	4-11
第1128条 再 委 託	4-11
第1129条 成果物の使用等	4-11
第1130条 守秘義務	4-11
第1131条 個人情報の取扱い	4-12
第1132条 安全等の確保	4-12

第1133条	臨機の措置	4-13
第1134条	履行報告	4-13
第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	4-13
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	4-13
第2章	設計業務等一般	4-15
第1201条	使用する技術基準等	4-15
第1202条	現地踏査	4-15
第1203条	設計業務等の種類	4-15
第1204条	調査業務の内容	4-15
第1205条	計画業務の内容	4-15
第1206条	設計業務の内容	4-15
第1207条	調査業務の条件	4-16
第1208条	計画業務の条件	4-16
第1209条	設計業務の条件	4-16
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	4-17
第1211条	設計業務の成果	4-18
第1212条	環境配慮の条件	4-19
第1213条	維持管理への配慮	4-19
第1214条	生産性向上対策	4-19
第1215条	建設副産物対策	4-20
	主要技術基準及び参考図書	4-21
第2編	河川編	4-33
第1章	河川環境調査	4-33
第1節	河川環境調査の種類	4-33
第2101条	河川環境調査の種類	4-33
第2節	環境影響評価	4-33
第2102条	環境影響評価の区分	4-33
第2103条	計画段階配慮書(案)の作成	4-33
第2104条	方法書(案)の作成	4-34
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	4-35
第2106条	調査	4-36
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	4-36
第2108条	準備書(案)の作成	4-37
第2109条	評価書(案)の作成	4-37
第2110条	評価書の補正等	4-38
第3節	河川水辺環境調査	4-38
第2111条	河川水辺環境調査の区分	4-38

期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

- 4 契約書第 23 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### 第 1124 条 一時中止

- 1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部を一時中止をさせることができるものとする。
  - 3 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

#### 第 1125 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第 1126 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 40 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第 1127 条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第 1128 条 再委託

- 1 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。  
なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合、指名停止期間中であってはならない。

#### 第 1129 条 成果物の使用等

- 1 受注者は、契約書第 6 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第 1130 条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、設計業務等の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1112 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終



了後においても第三者に漏らしてはならない。

- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

#### 第 1131 条 個人情報の取扱い

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

#### 第 1132 条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
  - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
  - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 第 1133 条 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のために必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第 1134 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

#### 第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。  
(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、協力者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において

第1215条 建設副産物対策

建設副産物対策の検討に当たり、リサイクル計画書を作成するものとする。

主要技術基準及び参考図書

R2.3現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>〔1〕 共 通</b>			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準 [2009年改訂版]	土木学会	H21. 2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11
4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R 2. 3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元. 9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R 2. 3
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25. 3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R 2. 3
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29. 4
16	公共測量 作業規程の準則 (平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28. 3
17	公共測量 作業規程の準則 (平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28. 3
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30. 3
19	農林水産省農村振興局測量作業規程	農林水産省農村振興局	H28. 5
20	三重県C A L S電子納品運用マニュアル	三重県	R 2. 8
21	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
22	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改定マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5
23	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5
24	電子納品運用ガイドライン 【業務編】	国土交通省	H28. 3
25	電子納品運用ガイドライン 【測量編】	国土交通省	H28. 3
26	電子納品運用ガイドライン 【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3
27	2017年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30. 3
28	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10
29	2013年制定コンクリート標準示方書【ガムコンクリート編】	土木学会	H25.10
30	2013年制定コンクリート標準示方書【土木学会規準編および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会	H25.11
31	2018年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10
32	2017年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30. 3
33	2012年制定コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25. 3
34	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28. 3
35	C A D製図基準	国土交通省	H29. 3
36	C A D製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3
37	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28. 3
38	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
39	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会	H 3. 4
40	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説 ／〔山岳工法編〕・同解説	土 木 学 会	H28. 8
41	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編〕・同解説	土 木 学 会	H28. 8
42	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔開削工法編〕・同解説	土 木 学 会	H28. 8
43	地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会	S57. 3
44	地中構造物の建設に伴う近接施工指針（改訂版）	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会	H11. 2
45	日本下水道協会規格（JSWAS）シールド工用標準セグメント（A-3,4）	日 本 下 水 道 協 会	H13. 7
46	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H16.12
47	軟岩評価—調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4.11
48	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	地 盤 工 学 会	H24. 5
49	グラウンドアンカー施工のための手引書	日 本 ア ン カ ー 協 会	H15. 5
50	ジェットグラウト工法技術資料	日 本 ジェットグラウト協会	H23. 9
51	ジェットグラウト工法（積算資料）	日 本 ジェットグラウト協会	H23. 9
52	大深度土留め設計・施工指針（案）	先 端 建 設 技 術 セ ン タ ー	H 6.10
53	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建 設 省 土 木 研 究 所	H 4. 3
54	薬液注入工法の設計施工指針	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	平成元.6
55	薬液注入工法設計資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	毎年発行
56	薬液注入工積算資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	毎年発行
57	近接基礎設計施工要領（案）	建 設 省 土 木 研 究 所	S58. 6
58	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日 本 火 災 報 知 器 工 業 会	H19. 7
59	高圧受電設備規程	日 本 電 気 協 会	H26. 5
60	防災設備に関する指針 電源と配線及び非常用の照明装置 2004年版	日 本 電 設 工 業 協 会	H16. 9
61	昇降機設計・施工上の指導指針	日 本 建 設 設 備 ・ 昇 降 機 セ ン タ ー	H 7. 8
62	日本建設機械要覧 2016年版	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H28. 3
63	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック（第3版）	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H13. 2
64	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H25.11
65	〔新訂〕建設副産物適正処理推進要綱の解説	建 設 副 産 物 リ サ イ ク ル 広 報 推 進 会 議	H14.11
66	災害復旧工事の設計要領	全 国 防 災 協 会	毎年発行
67	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
68	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】第2.3版	国 土 地 理 院	H26. 4
69	地すべり観測便覧	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H24. 5
70	地すべり対策技術設計実施要領 平成19年度版	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H19.11
71	猛禽類保護の進め方（改定版）—特にイソノ・マカ・オカ-	環 境 省	H24.12
72	環境省大気常時監視マニュアル第6版	環 境 省 水 ・ 大 気 環 境 局	H22. 3
73	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編	環 境 省 庁	H11. 6
74	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル II. 地域評価編（道路に関する地域）	環 境 省 庁	H12. 4
75	面的評価支援システム操作マニュアル(本編)Ver. 4. 0. 1	環 境 省 水 ・ 大 気 環 境 局	H29. 3
76	改訂解説・工作物設置許可基準	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H10.11
77	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル-	国 土 地 理 院	R元.11
78	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国 土 地 理 院	R元.11

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
79	製品仕様書等サンプル 水準測量	国 土 地 理 院	R元. 11
80	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国 土 地 理 院	R元. 11
81	製品仕様書サンプル撮影 (標定点の設置、撮影、同時調整)	国 土 地 理 院	R元. 11
82	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国 土 地 理 院	R元. 11
83	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国 土 地 理 院	R元. 11
84	製品仕様書等サンプル 応用測量	国 土 地 理 院	R元. 11
85	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国 土 地 理 院	H29. 11
86	土木工事数量算出要領 (案)	国 土 交 通 省	H31. 3
87	土木工事数量算出要領 数量集計表様式 (案)	国 土 交 通 省	H31. 3
88	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル (案)	国 土 地 理 院	H24. 5
89	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国 土 地 理 院	H27. 7
90	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国 土 地 理 院	H27. 7
91	マルチGNSS測量マニュアル (案) 近代化GPS、Galileo等の活用	国 土 地 理 院	H27. 7
92	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院	H25. 6
93	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省	H20. 4
94	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針 (案)	国 土 交 通 省	H21. 4
95	公共事業における色彩検討の手引き	中部地方整備局景観アドバイザー会議	H21. 3
96	三重県景観計画	三 重 県 県 土 整 備 部	H19. 12
97	三重県景観計画解説書	三 重 県 県 土 整 備 部	H19. 12
98	三重県景観色彩ガイドライン	三 重 県 県 土 整 備 部	H20. 4
99	三重県公共事業等景観形成ガイドライン(案)	三 重 県 県 土 整 備 部	H23. 3
100	熊野川流域景観計画	三 重 県 県 土 整 備 部	H27. 1
101	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚 生 労 働 省	H27. 6
102	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領 (案)	国 土 交 通 省	H28. 3
103	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28. 7
104	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29. 3
105	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3
106	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22. 3
107	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル (改定版)	土木研究所 (編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24. 4
108	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土 木 研 究 所 ( 編 集 )	H17. 12
109	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所 (監修) 土木研究センター (編集)	H21. 10
110	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
111	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
112	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1
113	UAV を用いた公共測量マニュアル (案)	国 土 地 理 院	H29. 3
114	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル (案)	国 土 地 理 院	H30. 3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
115	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル (案)	国 土 地 理 院	H30. 3
116	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル (案)	国 土 地 理 院	H31. 3
117	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル (案)	国 土 地 理 院	H31. 3
118	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル (案)	国 土 地 理 院	R元. 12
<b>〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係</b>			
1	改訂河川計画業務ガイドライン	日 本 河 川 協 会	H 2. 4
2	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国 土 交 通 省	H30. 3
3	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国 土 交 通 省	H16. 3
4	建設省河川砂防技術基準(案) 設計編	建 設 省	H 9. 5
5	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国 土 交 通 省	H27. 3
6	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日 本 河 川 協 会	H12. 1
7	河川土工マニュアル	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H21. 4
8	増補改訂 (一部修正版) 防災調節池等技術基準 (案) 解説と設計事例	日 本 河 川 協 会	H19. 9
9	流域貯留施設等技術指針 (案) ー増補改訂版ー	雨 水 貯 留 浸 透 技 術 協 会	H19. 4
10	柔構造樋門設計の手引き	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H10. 12
11	揚排水ポンプ設備技術基準	国 土 交 通 省	H26. 3
12	揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説	河 川 ポ ン プ 施 設 技 術 協 会	H27. 2
13	仮締切堤設置基準(案)	国 土 交 通 省 河 川 局 治 水 課	H26. 12
14	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H13. 5
15	堤防余盛基準について	建 設 省 河 川 局 治 水 課	S44. 1
16	水管橋設計基準	日 本 水 道 鋼 管 協 会	H11. 6
17	河川事業関係例規集	日 本 河 川 協 会	毎年発行
18	河川関係法令例規集(加除式)	第 1 法 規	—
19	護岸の力学的設計法 改訂	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H19. 11
20	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H 5. 6
21	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H 5. 10
22	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H 8. 11
23	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H 8. 11
24	土木構造物設計マニュアル (案) ー樋門編ー	全 日 本 建 設 技 術 協 会	H14. 1
25	床止めの構造設計の手引き	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H10. 12
26	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国 土 交 通 省 河 川 局	H20. 5
27	治水経済調査マニュアル(案)	国 土 交 通 省 河 川 局	H17. 4
28	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 河 川 環 境 課	H28. 1
29	水と緑の溪流づくり調査	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 3. 8
30	自然に配慮した川づくりの手引き (案)	三 重 県	H15. 10
31	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
32	河川景観の形成と保全の考え方	国 土 交 通 省 河 川 局	H18. 10
33	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国 土 交 通 省 河 川 局 河 川 環 境 課	H18. 8
34	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国 土 交 通 省	H30. 6
35	河川水辺総括資料作成調査の手引き (案)	リバーフロント整備センター	H13. 8
36	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国 土 交 通 省	H30. 12
37	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
38	活断層地形要素判読マニュアル	(独) 土木研究所材料地盤研究グループ (地 質) 他	H18. 3
39	正常流量検討の手引き (案)	国 土 交 通 省	H19. 9

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
40	洪水予測システムチェックリスト (案)	国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H22. 5
41	浸水想定区域図作成マニュアル (第4版)	国 土 交 通 省	H27. 7
42	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン (第3版)	国 土 交 通 省	R元.9
43	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準；解説	リバーフロント整備センター	H23.10
44	水害ハザードマップ作成の手引き	国 土 交 通 省	H28. 4
45	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国 土 交 通 省	H17. 6
46	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国 土 交 通 省	H28. 3
47	河道計画検討の手引き	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H14. 2
48	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H31. 4
49	津波の河川遡上解析の手引き (案)	国土技術研究センター	H19. 5
50	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28. 4
51	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
52	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
53	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全 国 海 岸 協 会	H30. 8
54	海岸便覧	全 国 海 岸 協 会	H14. 3
55	海岸保全計画の手引き	全 国 海 岸 協 会	H 6. 3
56	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全 国 海 岸 協 会	H18. 1
57	人工リーフの設計の手引き (改訂版) の一部改訂	全 国 海 岸 協 会	H29. 6
58	海岸施設設計便覧2000年版	土 木 学 会	H12. 1
59	自然共生型海岸づくりの進め方	全 国 海 岸 協 会	H15. 3
60	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16. 6
61	海岸における水防警報の手引き (案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22. 3
62	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21. 6
63	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H30. 5
64	海岸施設設計便覧 (2000年版)	土 木 学 会	H12.11
65	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H 7. 4
66	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会	H 3. 3
67	海岸保全施設構造例集	全 国 海 岸 協 会	S57. 3
68	ビーチ計画・設計マニュアル (改訂版)	日 本 マ リ ー ナ ビ ー チ 協 会	H17.10
69	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日 本 港 湾 協 会	H30. 5
70	数字で見る港湾 2019	日 本 港 湾 協 会	R元. 7
71	(削除)		
72	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
73	ジャケット式鋼製護岸設計指針 (案)	日 本 港 湾 協 会	S52. 3
74	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全 国 漁 港 協 会	H 4.11
75	漁港海岸事業設計の手引	全 国 漁 港 協 会	H25.11
76	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全 国 漁 港 漁 場 協 会	H28. 3
77	砂防技術指針 (案)	三 重 県 県 土 整 備 部	H29. 4



No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
78	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11
79	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
80	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9
81	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1
82	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防・地すべり技術センター	R2.3
83	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
85	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
86	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
87	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
88	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H31.3
89	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
90	新・斜面崩壊防止の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	R元.5
91	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5
92	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1
93	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
94	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
95	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H31.3
96	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3
97	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
98	土砂災害防止に関する基礎調査の手引き・運用マニュアル	三重県県土整備部	H26.4
99	土砂災害防止法に使用する数値地図ガイドライン(案)	砂防フロンティア整備推進機構	H27.6
100	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	H27.2
101	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6
102	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17.7
103	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H27.4
104	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4
105	火山噴火に起因する土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3
106	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2
107	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4
108	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1
109	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6
110	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
111	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
112	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
113	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
114	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
115	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4.4
116	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9
117	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
118	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
119	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3
120	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
121	ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10
122	水門・樋門ゲート設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
123	鋼製起状ゲート設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
124	ゲート用開閉装置 (機械式) 設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 8
125	ゲート用開閉装置 (油圧式) 設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 6
126	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国 土 交 通 省	H27. 3
127	(第2次改訂) ダム設計基準	日 本 大 ダ ム 会 議	S53. 8
128	ダム基礎地質調査基準	日 本 大 ダ ム 会 議	S51. 3
129	ダム構造物管理基準 改訂	日 本 大 ダ ム 会 議	S61.11
130	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1
131	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27. 3
132	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H15. 7
133	ダム事業の手引き (平成元年度版)	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H元. 4
134	フィルダムの耐震設計指針 (案)	国土開発技術研究センター	H 3. 6
135	多目的ダムの建設	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H17. 6
136	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H22. 7
137	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7
138	ダムの地質調査	土 木 学 会	S62. 6
139	ダムの岩盤掘削	土 木 学 会	H 4. 4
140	原位置岩盤試験法の指針－平板載荷試験法－ －せん断試験法－ ー孔内差異化試験法－	土 木 学 会	H12.12
141	軟岩の調査・試験の指針 (案) ～1991年版～	土 木 学 会	H 3.11
142	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)	建 設 省 河 川 局	H31. 3
143	試験湛水実施要領 (案)	国 土 交 通 省	H11.10
144	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24. 6
145	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24. 2
146	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針 (案)	国 土 交 通 省	H21. 7
147	水門鉄管技術基準 ・ 第5回改訂版 (水門扉編) -付解説- ・ 第5回改訂版 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編) -付解説- ・ FRP (M) 水圧管編	電 力 土 木 技 術 協 会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
148	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き (平成23年改訂版)	電 力 土 木 技 術 協 会	H23. 3
149	農地防災事業便覧 平成10年度版	農 地 防 災 事 業 研 究 会	H11. 1
150	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領 (案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H11. 4
151	河川堤防設計指針	国 土 交 通 省 河 川 局	H19. 3
152	河川堤防構造検討の手引き	(財) 国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H24. 2
153	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25. 6
154	水文観測業務規程	国 土 交 通 省	H29. 3
155	水文観測業務規程細則	国土交通省水管理・国土保全局	H29. 3
156	水文観測データ統計処理要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26. 3
157	水文観測データ品質照査要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26. 3
158	水文観測	全 日 本 建 設 技 術 協 会	H14
159	絵でみる水文観測	中 部 建 設 協 会	H13. 9
160	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土 木 研 究 所	H28. 6

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
161	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒 地 土 木 研 究 所	H24. 3
162	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H28. 3
163	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12. 3
164	多自然川づくり基本指針	国 土 交 通 省 河 川 局	H18.10
165	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課	H22. 8
166	大河川における多自然川づくり -Q&A 形式で理解を深める-	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	H31. 3
167	実践的な河川環境の評価・改善の手引き(案)	(財)リバーフロント研究所	H31. 3
168	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30. 3
169	高潮浸水想定区域図作成の手引き	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H27. 7
<b>[3] 道 路 関 係</b>			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建 設 省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道 路 環 境 研 究 所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日 本 道 路 協 会	H27. 6
4	第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎ よ う せ い	H14. 3
5	林道規程-運用と解説-	日 本 林 道 協 会	H23. 8
6	全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス) 一般交通量調査実施要領 交通調査編	国 土 交 通 省	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建 設 省 土 木 研 究 所	H 2. 2
8	自転車道等の設計基準解説	日 本 道 路 協 会	S49.10
9	自転車道必携	自 転 車 道 路 協 会	S60. 3
10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日 本 道 路 協 会	H25. 6
11	交通工学ハンドブック2014	交 通 工 学 研 究 会	H25.12
12	クロソイドポケットブック(改訂版)	日 本 道 路 協 会	S49. 8
13	道路の交通容量	日 本 道 路 協 会	S59. 9
14	道路の交通容量1985	交 通 工 学 研 究 会	S62. 2
15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
16	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編 第3版	交 通 工 学 研 究 会	H19. 7
17	平面交差の計画と設計-応用編- 2007	交 通 工 学 研 究 会	H19.10
18	路面標示設置マニュアル	交 通 工 学 研 究 会	H24. 1
19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交 通 工 学 研 究 会	S63.12
20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交 通 工 学 研 究 会	H29. 6
21	道路環境影響評価の技術手法(平成24年年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25. 3
22	道路土工要綱	日 本 道 路 協 会	H21. 6
23	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日 本 道 路 協 会	H21. 6
24	道路土工-盛土工指針(平成22年度版)	日 本 道 路 協 会	H22. 4
25	道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日 本 道 路 協 会	H24. 8
26	道路土工-仮設構造物工指針	日 本 道 路 協 会	H11. 3
27	道路土工-擁壁工指針(平成24年度版)	日 本 道 路 協 会	H24. 7
28	道路土工-カルバート工指針(平成21年度版)	日 本 道 路 協 会	H22. 3
29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H26. 8
30	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第4回改訂版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H26. 8

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H25.12
32	アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土 木 研 究 セ ン タ ー	H26. 9
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル（鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全 国 ボ ッ ク ス カ ル バ ー ト 協 会	H30. 4
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管 協 会	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全 国 セ ラ ミ ッ ク パ イ プ 工 業 組 合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩 化 ビ ニ ル 管 継 手 協 会	H11. 3
37	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日 本 P C ボ ッ ク ス カ ル バ ー ト 製 品 協 会	H24. 3
38	のり枠工の設計・施工指針	全 国 特 定 法 面 保 護 協 会	H25.10
39	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	日 本 道 路 協 会	H29.11
40	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	日 本 道 路 協 会	H29.11
41	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	日 本 道 路 協 会	H29.11
42	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	日 本 道 路 協 会	H29.11
43	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日 本 道 路 協 会	H29.11
44	鋼道路橋疲労設計便覧（仮称）	日 本 道 路 協 会	H27. 4
45	鋼道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	R2. 3
46	鋼道路橋施工便覧（改定版）	日 本 道 路 協 会	S27. 4
47	道路橋耐風設計便覧	日 本 道 路 協 会	H20. 1
48	杭基礎設計便覧（平成26年度改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 3
49	杭基礎施工便覧（平成26年度改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 3
50	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日 本 道 路 協 会	H 9.12
51	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日 本 道 路 協 会	H24. 4
52	立体横断施設技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S54. 1
53	コンクリート道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	H 6. 2
54	コンクリート道路橋施工便覧	日 本 道 路 協 会	H10. 1
55	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日 本 道 路 協 会	H 4.10
56	道路橋支承標準設計（ゴム支承・ころがり支承編）	日 本 道 路 協 会	H 5. 4
57	道路橋支承標準設計（すべり支承編）	日 本 道 路 協 会	H 5. 5
58	道路橋伸縮装置便覧	日 本 道 路 協 会	S45. 4
59	道路橋支承便覧	日 本 道 路 協 会	H30.12
60	鋼道路橋防食便覧	日 本 道 路 協 会	H26. 3
61	鋼道路橋塗装便覧別冊資料-塗膜劣化程度標準写真帳-	日 本 道 路 協 会	H 2. 6
62	鋼橋の疲労	日 本 道 路 協 会	H 9. 5
63	道路橋補修便覧	日 本 道 路 協 会	S54. 2
64	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日 本 道 路 協 会	H 3. 7
65	小規模吊橋指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 4
66	道路橋の塩害対策指針（案）・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 2
67	道路橋床版防水便覧	日 本 道 路 協 会	H19. 3
68	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日 本 道 路 協 会	S62. 1
69	鋼構造架設設計施工指針〔2012年版〕	土 木 学 会	H24. 6
70	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土 木 学 会	H 5. 3
71	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土 木 学 会	H 5. 7
72	・橋の美 Ⅰ－道路橋景観便覧 ・橋の美 Ⅱ－道路橋景観便覧 ・橋の美 Ⅲ－橋梁デザインノート	日 本 道 路 協 会	S52. 7 S56. 6 H 4. 5

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
73	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説（平成20年改訂版）	日 本 道 路 協 会	H20. 10
74	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日 本 道 路 協 会	H15. 11
75	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	R元. 9
76	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】（改定版）	日 本 道 路 協 会	H27. 6
77	道路トンネル維持管理便覧【付帯施設編】（改定版）	日 本 道 路 協 会	H28. 11
78	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日 本 道 路 協 会	H21. 2
79	道路トンネル安全施工技術指針	日 本 道 路 協 会	H 8. 10
80	シールドトンネル設計・施工指針	日 本 道 路 協 会	H21. 2
81	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H13. 9
82	舗装設計施工指針 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
83	アスファルト舗装工事共通仕様書解説（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H 4. 12
84	舗装設計便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
85	舗装施工便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
86	アスファルト混合所便覧（平成8年版）	日 本 道 路 協 会	H 8. 10
87	舗装再生便覧 平成22年版	日 本 道 路 協 会	H22. 11
88	砂利道の歴青路面処理指針	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会	S59. 9
89	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会	S61. 9
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鐵鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27. 3
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29. 3
93	道路設計要領	国土交通省中部地方整備局	H20. 12 H26. 3
94	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	N E X C O	H29. 7
95	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年度	国 土 交 通 省	H27. 3
96	併用軌道構造設計指針	日 本 道 路 協 会	S37. 5
97	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日 本 道 路 協 会	H25. 4
98	舗装性能評価法 別冊－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日 本 道 路 協 会	H20. 3
99	道路維持修繕要綱（改訂版）	日 本 道 路 協 会	S53. 7
100	舗装調査・試験法便覧（平成31年度版）（全4分冊）	日 本 道 路 協 会	H31. 3
101	道路震災対策便覧（震前対策編）平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会	H18. 9
102	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会	H19. 3
103	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日 本 道 路 協 会	R元. 7
104	落石対策便覧	日 本 道 路 協 会	H29. 12
105	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H28. 3
106	道路土工構造物技術基準	国 土 交 通 省	H27. 3
107	道路土工構造物技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H29. 3
108	道路防雪便覧	日 本 道 路 協 会	H 2. 5
109	共同溝設計指針	日 本 道 路 協 会	S61. 3
110	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 6. 3
111	共同溝耐震設計要領（案）	建 設 省 土 木 研 究 所	S59. 10
112	キャブシステム技術マニュアル（案）解説	開 発 問 題 研 究 所	H 5. 8
113	防護柵の設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H28. 12
114	車両用防護柵標準仕様・同解説	日 本 道 路 協 会	H16. 3
115	道路標識設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S61. 1

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
116	視線誘導標設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S59.10
117	道路照明施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H19.10
118	道路・トンネル照明器材仕様書	建 設 電 気 技 術 協 会	H31. 3
119	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国 土 交 通 省	H27. 3
120	道路反射鏡設置指針	日 本 道 路 協 会	S55.12
121	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S60. 9
122	道路標識ハンドブック(2012年版)	全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会	H25. 2
123	路面表示ハンドブック	全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会	H25
124	駐車場設計・施工指針 同解説	日 本 道 路 協 会	H 4.11
125	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日 本 道 路 協 会	H11. 9
126	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日 本 み ち 研 究 所	H29.11
127	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日 本 み ち 研 究 所	H29.11
128	平成21年度道路環境センサ調査要領	道 路 局 地 方 道 環 境 課 、 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H21. 6
129	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	H19. 1
130	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8. 8
131	道路防災総点検要領 [地震]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8. 8
132	防災カルテ作成・運用要領	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8.12
133	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H19. 9
134	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H16. 3
135	橋梁定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課	H31. 3
136	道路土工構造物点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課	H30. 6
137	舗装点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H29. 3
138	道路トンネル定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課	H31. 3
139	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課	H31. 3
140	道路土工構造物点検必携	日 本 道 路 協 会	H30. 7
141	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日 本 道 路 協 会	H30. 9
142	橋梁点検必携 平成29年度版	日 本 道 路 協 会	H29. 4
143	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H28.12
144	ずい道等建設工事における換気技術指針	建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会	H24. 3
145	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H15. 7
146	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局	H25. 7
147	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国 土 交 通 省 都 市 局 ・ 道 路 局	H28. 3
148	ラウンドアバウトマニュアル	交 通 工 学 研 究 会	H28. 4
149	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局 警 察 庁 交 通 局	H28. 7
〔4〕電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日 本 電 機 工 業 会	—
2	解説 電気設備の技術基準	経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院	H28. 9
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日 本 電 気 協 会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国 土 交 通 省	R元. 6
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建 設 電 気 技 術 協 会	H30. 9
6	建築設備設計基準 平成30年版	国 土 交 通 省	H30. 3
7	公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 平成31年版	国 土 交 通 省	H31. 3
8	公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 平成31年版	国 土 交 通 省	H31. 3
9	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成31年版	国 土 交 通 省	H31. 3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
10	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成31年版	国 土 交 通 省	H31. 3
11	電気設備工事監理指針	公 共 建 築 協 会	H28.10
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建 設 電 気 技 術 協 会	H12. 3
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準 (案) ・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
16	電気通信施設設計要領・同解説 (電気編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H29. 9
17	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H29.11
18	電気通信施設設計要領・同解説 (情報通信システム編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H30. 1
19	雷害対策設計施工要領 (案) ・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H31. 4
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説 (電力設備編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H18.11
21	機械工事塗装要領 (案) ・同解説	国 土 交 通 省	H22. 3
22	機械工事共通仕様書 (案)	国 土 交 通 省	H29. 3
23	機械工事管理基準 (案)	国 土 交 通 省	H29. 3
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル (案)	国 土 交 通 省	H27. 3
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル (案)	国 土 交 通 省	H27. 3
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル (案)	国 土 交 通 省	H30. 3
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル (案)	国 土 交 通 省	H28. 3
<b>〔5〕 土地改良関係</b>			
1	土地改良事業計画設計基準・計画	農 業 農 村 工 学 会	—
2	土地改良事業計画設計基準・設計	農 業 農 村 工 学 会	—
3	土地改良事業計画指針	農 業 農 村 工 学 会	—
4	土地改良事業設計指針	農 業 農 村 工 学 会	—
5	よりよき設計シリーズ ここが知りたいQ&A	農 業 農 村 整 備 情 報 総 合 セ ン タ ー	H15. 3
6	頭首工の魚道	農 業 農 村 工 学 会	H26. 3
7	鋼構造計画設計技術指針 水門扉編	農 業 土 木 事 業 協 会	H21. 3
8	鋼構造計画設計技術指針 小型水門扉編 利用の手引き	農 業 土 木 事 業 協 会	H22. 3
9	鋼構造計画設計技術指針 小水力発電設備編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	S61. 4
10	鋼構造計画設計技術指針 除塵設備編	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 3
11	電気設備計画設計技術指針 高低圧編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H19. 3
12	電気設備計画設計技術指針 特別高圧編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H20. 3
13	ゴム布引製起伏堰施設技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H19. 3
14	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 3
15	バルブ設備計画設計技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	H20. 3
16	農業用施設機械設備更新技術及び保全技術の手引き	農 業 土 木 事 業 協 会	H18. 6
17	建築設備耐震設計・施工指針 2014年版	日 本 建 築 セ ン タ ー	H26. 9
18	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公 共 建 築 協 会	H 8.11
19	水管理制御方式技術指針 計画設計編	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H25. 3
20	農業農村整備事業計画作成便覧	地 球 社	H15. 8
21	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日 本 建 築 学 会	H22. 2
22	農業農村工学ハンドブック	農 業 農 村 工 学 会	H22. 8
23	施設機械工事等施工管理基準	農 業 土 木 機 械 化 協 会	H19. 7
24	美の里づくりガイドライン	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	H16. 8
25	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	H19. 6
26	機械工事塗装要領 (案) ・同解説	国 土 交 通 省	H21. 3

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
<b>〔 6 〕 下水道関係</b>			
1	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国 土 開 発 技 術	—
2	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全 国 陶 管 工 業 組 合	—
3	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 協 会	—
4	下水道推進工法の指針と解説	日 本 下 水 道 協 会	H17. 2
5	下水道施設の耐震対策指針と解説	日 本 下 水 道 協 会	H18. 8
6	下水道施設耐震計算例－管路施設編－	日 本 下 水 道 協 会	H13. 4
7	下水道施設耐震計算例－処理場ポンプ場編－	日 本 下 水 道 協 会	H14. 8
<b>〔 7 〕 上水道関連</b>			
1	水道施設設計指針(2012年版)	日 本 水 道 協 会	H24. 7
2	水道施設耐震工法指針・解説(2009年版)	日 本 水 道 協 会	H21. 7
3	水道用プレストコンクリート管設計施工指針・解説(1998年版)	日 本 水 道 協 会	H10
4	水道維持管理指針(2006年版)	日 本 水 道 協 会	H18. 7
5	水道用バルブハンドブック(1987年版)	日 本 水 道 協 会	S62. 4
6	〇〇年度版 水道事業実務必携	全 国 簡 易 水 道 協 議 会	毎年改訂
<b>〔 8 〕 工業用水道関係</b>			
1	工業用水道施設設計指針・解説(2004年版)	日 本 工 業 用 水 協 会	H16. 1
2	工業用水道維持管理指針(1993年版)	日 本 工 業 用 水 協 会	H 5.10
3	工業用水道工事設計標準歩掛表(H17年度)	日 本 工 業 用 水 協 会	H17. 6
<b>〔 9 〕 治山林道関係</b>			
1	治山林道必携・設計積算編	日 本 治 山 治 水 協 会	—
2	林道規程－運用と解説－	日 本 林 道 協 会	H23. 8
3	林道必携(技術編)	日 本 林 道 協 会	H23. 8
4	民有林林道事業実施設計書作成基準	三 重 県	—
5	治山技術基準解説 総則・山地治山編	日 本 治 山 治 水 協 会	H21.10
6	治山技術基準解説 保安林整備編	日 本 治 山 治 水 協 会	H12. 7
7	治山技術基準解説 地すべり防止編	日 本 治 山 治 水 協 会	H25.10
8	治山技術基準解説 防災林造成編	日 本 治 山 治 水 協 会	H16.12
9	三重県治山事業設計基準	三 重 県	—
10	森林土木木製構造物施工マニュアル	林 野 庁	—
11	民有林補助治山事業全体計画作成等要領	林 野 庁	H14. 6
<b>〔 10 〕 自然公園関係</b>			
1	自然公園等施設技術指針	環 境 省	H30. 5
2	自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)	環 境 省	H28. 4
3	自然公園等工事工種体系ツリー(自然公園編)	環 境 省	H28. 9
4	自然公園における法面緑化指針	環 境 省	H27.10
5	自然公園における法面緑化指針解説編	環 境 省	H27.10
6	光害対策ガイドライン	環 境 省	H18. 2

注意：最新版を使用するものとする。



第 3228 条 水門及び樋門予備設計

国土交通省仕様書 第 3 編海岸編第 3128 条 水門及び樋門予備設計に準ずる。

第 3229 条 水門及び樋門詳細設計

国土交通省仕様書 第 3 編海岸編第 3129 条 水門及び樋門詳細設計に準ずる。

第 3230 条 排水機場設計の区分

排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3231 条 排水機場予備設計

国土交通省仕様書 第 3 編海岸編第 3131 条 排水機場予備設計に準ずる。

第 3232 条 排水機場詳細設計

国土交通省仕様書 第 3 編海岸編第 3132 条 排水機場詳細設計に準ずる。

第 3233 条 陸閘設計の区分

陸閘設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3234 条 陸閘予備設計

国土交通省仕様書 第 3 編海岸編第 3134 条 陸閘予備設計に準ずる。

第 3235 条 陸閘詳細設計

国土交通省仕様書 第 3 編海岸編第 3135 条 陸閘詳細設計に準ずる。

## 第 11 節 成果物

第 3236 条 成果物

受注者は、表 3.1.1、表 3.1.2 に示す成果物を作成し、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル」により CD 3 部と検査用紙媒体 1 部を提出する。ただし、特記仕様書に定めがある場合、又は監督員の指示、又は承認を受けた場合はその定めによる。

表 3.1.1.1 成果物一覧表（予備設計）

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	堤防、 護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・ 人工 リーフ	消波堤	津波 防波堤	砂浜	付帯設備	摘要	
予備設計	設計図	平面図	1:500～1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50～1:100 H=1:200～1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横断面図	1:100～1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本体工一般図	1:20～1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	
		付帯工一般図	1:20～1:200	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
		施工計画図	1:20～1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		基本事項 検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の検討 構造形式の検討
		施工計画書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工法の検討 全体計画の検討
	設計報告書	概算工事費	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	概算数量 概算工事費
		考察	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課題整理 今後の調査事項
	ベース			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3 版の着色 ※必要に応じて納品

※砂浜の本体工一般図については、砂と突堤等の境界面における防砂版が設計業務に含まれる際に限り作成するものとする。

表 3.1.2 成果物一覧表 (詳細設計)

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備	摘要		
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		横断面図	1:50~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		本体構造詳細図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		基礎工詳細図	1:20~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		付帯工詳細図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		配筋図	1:50~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		土工図	1:100~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		仮設構造物詳細図	1:50~1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		数量計算書	数量計算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		設計報告書	基本事項検討書	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理
			構造検討書	構造検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工
景観検討書	景観検討書		—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件、詳細デザイン		
施工計画書	施工計画書		—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画、仮設計画		
パース			○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3版の着色 ※必要に応じて納品			

# 第4編 砂防及び地すべり対策編

## 第1章 砂防環境調査

### 第1節 砂防環境調査の種類

#### 第4101条 砂防環境調査の種類

砂防環境調査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境調査
- (2) 景観調査
- (3) 溪流空間利用実態調査

### 第2節 自然環境調査

#### 第4102条 自然環境調査の区分

- (1) 魚類調査
- (2) 植物調査
- (3) 鳥類調査
- (4) 両生類・は虫類・ほ乳類調査
- (5) 陸上昆虫類調査
- (6) 底生生物調査

#### 第4103条 魚類調査

##### 1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における魚類の生息実態を把握することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集に当たっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

###### (3) 現地調査

###### 1) 現地調査計画策定

受注者は、事前調査の成果を踏まえ、設計図書に示された調査区域に対して、調査計画を検討、策定するものとする。

###### 2) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ資料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成の必要なものは標本作成を行うものとする。

- (6) 都市計画図
- (7) 配分計算に必要となる諸条件に関するデータ

## 第4節 道路網・路線計画

### 第6304条 道路網・路線計画

#### 1. 業務目的

道路網・路線計画は、対象地域の土地利用計画、開発計画、環境保全計画等を踏まえ、道路網あるいは特定路線の整備計画を立案することを目的とする。

#### 2. 業務内容

道路網・路線計画の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 計画準備

第6103条方法書(案)の作成第2項(1)に準ずるものとする。

##### (2) 整備計画案の検討

受注者は、以下の整備計画案についての事項を検討するものとする。

###### 1) 整備計画の位置づけと機能

道路網・路線整備計画の検討では、計画対象地域において果たすべき役割と機能を明確にするものとする。

###### 2) 整備代替案の交通量検討

受注者は設計図書に基づき、整備代替案を設定し、各代替案の交通量検討を行うものとする。

###### 3) 計画道路の機能

交通量検討の結果をもとに、計画道路の機能を把握、設定するものとする。

##### (3) 整備計画案の選定

受注者は、交通需要、安全性、経済性、施工性及び沿道環境等を総合的に評価し、最適な整備案を選定するものとする。

##### (4) 道路整備効果評価

受注者は、設計図書に基づき、選定対象となる整備案に対し、道路整備効果評価を行うものとする。

##### (5) 整備計画の策定

受注者は、最適整備案について、以下に示す事項をとりまとめ、整備計画とするとともに、必要に応じて道路平面図を作成するものとする。

###### 1) 道路の機能

###### 2) 道路の種級区分

###### 3) 整備計画道路平面図 (1/50,000 程度)

特定路線の整備を対象とする場合に作成するものとする。

##### (6) 照査

第6103条方法書(案)の作成第2項(9)に準ずるものとする。

##### (7) 報告書作成

第6103条方法書(案)の作成第2項(10)に準ずるものとする。

## 第5節 成果物

### 第6305条 成果物

受注者は、表 6.3.1 に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示、又は承認を受けた場合は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」によるものとする。

表 6.3.1 道路網・路線計画成果物一覧

調査種別	調査項目	成果物項目	縮 尺
現況調査	報告書	交通現況調査	—
	図 面	交通現況図	適 宜
交通量推計調査	報告書	交通量推計調査	—
	図 面	現況・将来道路網図	適 宜
		リンクデータ図	適 宜
		配分ゾーン図	適 宜
	現況・将来交通量図	適 宜	
道路網・路線計画	報告書	道路網・路線計画	—
	図 面	道路網・路線計画図	1:25000 又は 1:50000

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

(7) 設計図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

(8) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(10) 概算工事費

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 橋梁形式比較一覧表の作成

受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。

橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。

(12) 照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件

- 2) 橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由
  - 3) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
  - 4) 主要部材の概略数量
  - 5) 概算工事費
  - 6) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果
  - 7) 橋梁形式比較一覧表
  - 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項
3. 貸与資料
- 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
- (1) 道路概略設計報告書
  - (2) 道路予備設計報告書
  - (3) 地質調査報告書
  - (4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
  - (5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
  - (6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
  - (7) 環境影響評価報告書

## 第 6804 条 橋梁詳細設計

### 1. 業務目的

橋梁詳細設計は、予備設計で決定された橋梁形式について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

橋梁詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

#### (4) 設計細部事項の検討

受注者は、使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当たり必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえ、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行うものとする。

#### (5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。

- 1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他付属物等
- 2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等

#### (6) 設計図

受注者は、橋梁位置図、一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

#### (7) 数量計算



受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 動的照査

受注者は、設計図書に基づき、動的照査を行うものとする。

(10) 座標計算

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所（橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等）について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(11) 架設計画

受注者は、上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条件等を基に、詳細な架設計画を行うものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、上部工施工時及び下部工施工時の仮設構造物の設計を行うものとする。

(13) 仮橋設計

受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。なお仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。

(14) 橋梁附属物等の設計

受注者は、設計図書に基づき、道路標識、照明、添架物、遮音壁等の橋梁附属物の設計を行うものとする。

(15) 施工計画

受注者は、構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

(16) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(17) 照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

(18) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
  - 2) 予備設計報告書に基づく橋梁形式決定の経緯
  - 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
  - 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
  - 5) 上部工主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
  - 6) 主要材料、工事数量の総括
  - 7) 施工段階での注意事項・検討事項
3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 橋梁予備設計成果
- (2) 道路線形計算書
- (3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (5) 道路等詳細設計成果関連部分
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 幅杭設計成果
- (9) 環境影響評価報告書

## 第 3 節 橋梁拡幅設計

橋梁拡幅設計は、橋梁の車線増設、橋詰め改良、歩道増設及び路肩改良等既設橋梁の拡幅設計に適用する。

### 第 6805 条 橋梁拡幅設計の区分

橋梁拡幅設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁拡幅予備設計
- (2) 橋梁拡幅詳細設計

### 第 6806 条 橋梁拡幅予備設計

#### 1. 業務目的

橋梁拡幅予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、拡幅の目的に沿った上部工、下部工及び基礎工について拡幅方法・拡幅形式（以下「拡幅工法」と称する）の比較検討を行い、最適拡幅工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

橋梁拡幅予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、設計対象地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施

# 様 式 集

※ 各共通仕様書巻末の様式一覧表で必要様式を確認し、使用すること。

No.	様 式 名 称	ページ
1	委 託 業 務 着 手 届	1
2	現場代理人等選任(変更)通知書	2
3	管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書	3
4-1	担 当 技 術 者 届	4
4-2	経 歴 書	5
5-1	業 務 計 画 書	6
5-2	業 務 工 程 表	7
6	委 託 業 務 打 合 せ 簿	8
7	記 録 簿	9
8	支 給 品 引 渡 通 知 書	10
9	支 給 品 受 領 書	11
10	支 給 品 精 算 書	12
11	支 給 品 返 納 書	13
12	再委託(変更等)申出書	14
13	再委託について	15
14	履 行 体 系 図	16
15	事 故 報 告 書	17
16	電 子 媒 体 等 納 品 書	18
—	—	19
18	障 害 物 伐 除 報 告 書	20
19	身 分 証 明 書	21
20-1	土地の登記記録調査表(一覧)	22
20-2	土地の登記記録調査表	23
21-1	建物の登記記録調査表(一覧)	24
—	—	25
—	—	26
22-2	墓地使用(祭祀)者調査表	27
23	用地測量(境界確認)立会一覧表	28
24	立 会 確 認 書	29
25	取 得 用 地 一 覧 表	30
26-1	土 地 現 地 調 査 報 告 書	31
26-2	参 考 図	32

No.	様 式 名 称	ページ
27	附 帯 工 作 物 調 査 表	33
—	—	34
—	—	35
—	—	36
—	—	37
31-1	計 画 概 要 表 ( 検 討 資 料 )	38
31-2	計 画 概 要 表	39
31-3	面 積 比 較 表	40
31-4	計 画 概 要 比 較 表	41
32-1	営 業 調 査 総 括 表 ( 1 )	42
32-2	営 業 調 査 総 括 表 ( 2 )	43
32-3	従 業 員 調 査 表	44
32-4	仕 入 先 調 査 表	45
33-1	居 住 者 調 査 表	46
33-2	居 住 者 調 査 表	47
35	消 費 税 等 調 査 表	48
36-1	企 業 概 要 書	51
36-2	移 転 工 法 ( 計 画 ) 案 検 討 概 要 書	52
36-3	移 転 工 法 ( 計 画 ) 各 案 の 比 較 表	53
37	補 償 説 明 記 録 簿	54
38	土 地 調 査 書	55
39	物 件 調 査 書	56
40	工 損 調 査 等 業 務 日 報	57
—	—	58
—	—	59
—	—	60
—	—	61
45	説 明 記 録 簿	62
46	コ ス ト 縮 減 留 意 書	63
47	リ サ イ ク ル 計 画 書 ( 概 略 設 計 ・ 予 備 設 計 )	64
48	リ サ イ ク ル 計 画 書 ( 詳 細 設 計 )	65
49	成 果 物 作 成 要 領	66





## 支給品引渡通知書

年 月 日

受注者 住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_

監督員氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり支給品を引き渡すので通知します。

業 務 名				契約年月日	年 月 日
引渡時期					
引渡場所					
引渡の相手 方名					
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 備考欄には、受注者に対しての支給品の交付又は貸与の区分及び条件等を記入するものとする。  
 3 単価の記載を必要とするときは、備考欄に記入するものとする。



## 支 給 品 精 算 書

年 月 日

監督員氏名 \_\_\_\_\_ あて

受注者 住 所  
氏 名

現場代理人  
管理技術者

下記のとおり支給品を精算します。

業 務 名					契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支給数量	使用数量	残数量	
監督員 証明欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。 年 月 日 (職氏名) 印					物品出納簿登記
						年 月 日

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
- 2 備考欄には、受注者に対しての支給品の交付又は貸与の区分及び条件等を記入するものとする。





三重県知事 へ

受注者 住 所  
名 称  
代表者氏名

## 再委託(変更等)申出書

令和 年 月 日付けをもって契約を締結した下記業務について、〇〇〇契約書  
第〇条第〇項に基づき、業務を再委託したいので承諾されたい。

### 記

- 1 委託業務番号及び名称
- 2 再委託予定者の名称等 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名
- 3 再委託業務の内容  
(具体的に記載すること)
- 4 再委託する業務の契約金額(予定)
- 5 担当者氏名
- 6 再委託の必要性及び  
再委託予定者を選定  
した理由
- 7 再委託における業務の担当責任者

- (注意) 1 再委託予定者が2社以上の場合は、2～7を別紙に一覧表とすること。  
2 3については、再委託者が担当する業務内容及び再委託業務の予定工期等を記入すること。  
3 再委託の内容の変更、再委託の相手方の変更等を行う場合はその都度承諾を得るものとする。





第 号

## 身 分 証 明 書

受注者 住 所  
名 称  
役職及び氏名 ( 才)

上記の者は、設計業務等委託契約に基づき、委託業務を行う者であることを証明する。

委託業務番号及び名称

委託業務の施行場所

有 効 期 限 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

発 行 日 令和 年 月 日

発 行 者 住所  
氏名 印

### 裏面記載事項

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過したとき、又は設計業務等委託契約書が解除されたとき等不要となった場合は、ただちに返還すること。
- 3 役職、氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。



## 土地の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
表 題 部 (土地の表示)					
所 在					
地 番		最終支号		地 目	地 積
所有者					
権 利 部 甲 区 欄 (所有権)					
登 記 名 義 人	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		順位 番号		権利の内容
	権利の始期				存続期間
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		順位 番号		権利の内容
	権利の始期				存続期間
仮登記の内容					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。





## 建物の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号		
表 題 部 (主たる建物の表示、附属建物の表示)						
所 在				家屋番号		
種 類		構 造		床 面 積		
登記原因及びその日付						
所有者						
権 利 部 甲 区 欄 (所 有 権)						
登 記 名 義 人	氏名、名称				共有持分	
	住所、所在地					
	氏名、名称				共有持分	
	住所、所在地					
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)						
登 記 名 義 人	氏名、名称					
	住所、所在地					
	権利の種類			権利の内容		
	権利の始期			存続期間		
	氏名、名称					
	住所、所在地					
	権利の種類			権利の内容		
	権利の始期			存続期間		
仮登記の内容						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。









参考図

地番	
所在	

(注) 1 土地所在図、地積測量図などを参考図として利用しても差し支えない。



## 計 画 概 要 表 （ 検 討 資 料 ）

整理番号		検討月日		検討者		
所在地				用途地域	建ぺい率	
土地所有者				容積率	その他	
建物所有者				家族人員	占有者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)		，	，	，	，	
(2)		，	，	，	，	
(3)		，	，	，	，	
(4)		，	，	，	，	
計		，	，	，	，	
敷地面積 (A)	，	事業用地率 (B)／(A)	，	特記事項		
事業用地面積 (B)	，	残地建築 可能面積	，			
残地又は建築 可能面積 (C)	，	建築可能 延べ面積	，			
営 業 の 実 態						
業 種		基 本 額	収 益	円		
従業員数			給 料	円		
一か月の 売 上			固定経費	円		
			計	円		
検討結果						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。



計 画 概 要 表

所在地	敷地に接する道路		敷地面積等の確認	用途(機能)に係るもの	特記事項	項
	建物所有者	土地所有者				
道路関係	計画道路等	郡・区・私	m <sup>2</sup>	1. 残地実測図 2. 図上求め積 3. その他 〔 〕		
	敷地に接する道路	4 条 2 項 路 (第 号) 道 道 路 後 退 距 離 m				
建築基準	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域		構造(基礎)に係るもの		
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区( ) 無指定 高度地区( ) 種・美観地区・風致地区第( ) 種				
建築基準	防火指定	防火・準防火・無指定		設備に係るもの		
	2.2.3 条 指 定 地 域	防火しなければならない範囲				
法 関 係	建ぺい率	( ) % 敷地に二以上の地域・地区のある場合( ) %		その他		
	角地適用	有・無 (条件)				
法 関 係	容積率	( ) % 敷地に二以上の地域・地区のある場合( ) %				
	絶対高さ	有・無 ( ) m				
法 関 係	建築協定	有・無 ( )				
	壁面後退	有・無 ( )				
法 関 係	斜線	線				
	北側斜線	線				
法 関 係	隣地斜線	線				
	道路斜線 ( 図 示 )	線				

(注) 1 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。



計 画 概 要 比 較 表

項 目	A	B	C
敷地面積 m <sup>2</sup> ( . )	建ぺい率 ( % )	. . %	. . %
	容積率 ( % )	. . %	. . %
	建物(計画)延べ面積	. . m <sup>2</sup>	. . m <sup>2</sup>
	面積増減率	. . m <sup>2</sup> ( . . % )	. . m <sup>2</sup> ( . . % )
建築基準法その他法令上の問題点			
平面計画上の メリット及びデメリット メリット= (M) デメリット= (D)	(M)		
	(D)		
総合判断			
判定			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

## 営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名						
名 称		法人 個人 青・白	代表者名	住 所	☎ ( )					
営 業 種 目			開業年月日		資本金					
所 属 (組合・団体)名			従 業 員 数		売場面積等					
移 転 対 象 地	営業所名		所 在 地							
	営業種目		製 品 の 許 認 可 等		従業員数					
本支店の関連度(組織区)										
所 得 申 告 書	年別				主 な 販 売 又 は 製 造 品 目	主 な 販 売 製 造 品 目	主 な 仕 入 れ 先	主 な 販 売 先	売 上 構 成	
	資料 出所先	年	年	年					品 目	構成比(%)
	税 務 署	円	円	円						
	税務事務所									
	市 町 村					( 軒)	( 軒)			
所 得 額 の 計 算	項目	年別	年	年	年	摘 要				
	総売上高		円		円					
	期末棚卸高									
	当期製造原価									
	当期仕入額									
	期首棚卸高									
	売買差益									
	営業費									
差引所得額										
売 上 高 の 概 略 調 査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)				平均在庫高 ( 円) 年平均回転率 ( %)					
	従業員数によるもの (従業員数により売上高が左右される場合)				1人1か月(又は1日)平均売上高 ( 円)					
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)				1か月平均 ( m <sup>2</sup> ) 当たり売上高 ( 円)					
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)				1か月(又は1日)平均客数 ( 人) 料金等 ( 円)					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

## 営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
		外交			売掛			地方	
		通信			月賦			輸出	
		その他			その他			その他	
得意先の状況	売上における地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動	売上の多い時期(月～日) 売上の少ない時期(月～日)				
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細				
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要			
	給料・手当	円		公租公課	円				
	荷造・運賃			基本料金					
	消耗品費			減価償却費					
	水道光熱費			維持管理費					
	宣伝広告費			法定福利費					
	通信・交通費			宣伝広告費					
	接待交際費			諸組合費					
	福利厚生費								
	修繕費								
	公租公課								
	その他			その他					
計			計						
営業用資産	固定資産				流動資産				
	現在価格の総額	売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額			現在価格の総額	売却価格の総額			
	円	円			円	円			
主な取引金融総額									
労働協約等の内容	労働協約	あり・なし							
	就業規則	あり・なし							
	雇用契約	あり・なし							
	その他								
立地条件等	立地条件								
	地域的特性								
	その他								
その他									

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。





居 住 者 調 査 表

(自家・家主)

	調査者		調 査 年月日		整 理 番 号		
建 物 所 在 地	郡 町 市 字						
建物所有者住所	郡 町 市 字						
建 物 所 有 者 氏 名 又 は 名 称	法人を代表する者 の氏名及び住所		電話 番号	局 番(呼)			
土地の所有者 住 所 ・ 氏 名							
建物取得年月日 不明の時は推定	年 月 日	建物の 取得方法		居 住 年 月 日 不明の時は推定	年 月 日		
建 物 の 居 住 者							
続 柄	氏 名	生 年 月 日	所 在 地	職 業			
世 帯 主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家 の別 貸間	貸 主	借家 人氏名 借間	家 賃	貸家 面積 貸間	権 利 金 敷 金	契 約 年 月 日	契 約 書 の 有 無
			円	m <sup>2</sup>	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使 用 状 況				住居面積			
摘 要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の 有 無	有・無	存続 期間	終身・ 年	権 利 の 始 期			
上 記 認 定 理 由							
配偶者居住権者 の 氏 名			配 偶 者 居 住 権 者 の 住 所				

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

注 2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。



居 住 者 調 査 表

(借家・借間)

		調 査 者		調 査 年 月 日		整 理 番 号	
住 所	郡 町 市 字						
氏 名 又は 名称				電 話 番 号	局 番 (呼)		
続 柄	氏 名	生 年 月 日		職 業		勤 務 先 所 在 地	
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
家主氏名		家 賃	月	円	権 利 金 敷 金		円
借家面積		借間面積	m <sup>2</sup>		住居面積	m <sup>2</sup>	
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契 約 期 間	年		賃貸借契 約書、住 民票等の 有無		
使用状況	入居日 年 月 日	入 居 期 間	年				
備 考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

## 消費税等調査表

(1/2)	調査者	印	年月日	
郡市町字				
調査対象者	住所	郡市町字		
	氏名又は 法人・代表者名			
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分		
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日			
調査・ 収集した 資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料			

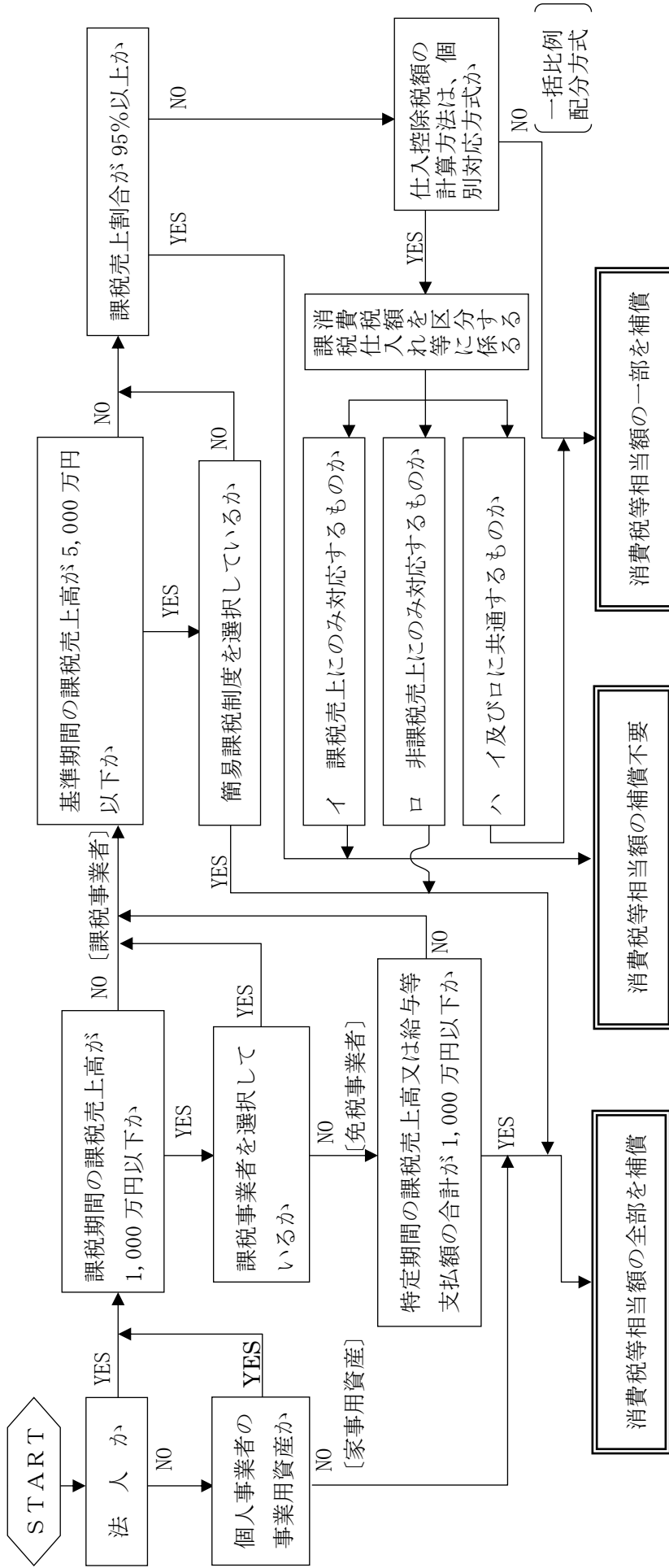
(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

(2/2)

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」		<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無	
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資 産である場合のみ収集する。）		<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の 共用資産へ）  <input type="checkbox"/> 無（下記へ）	
	補償用課税 売上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	_____ 円		
		② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	_____ 円		
		③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む）	_____ 円		
	補償用課税 売上割合の算出 ①（②＋③）	① _____ 円	② _____ 円	③ _____ 円	= _____ %
	補償用課税 売上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）		
	補償用課税 売上割合の額	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である（下記へ）		
	採用方式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）		
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）		
個別対応方式 の共用資産	一 部 補 償	消費税等相当額×（1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割 合） 円×（1－0. _____）＝			
一括比例配分 方式		消費税等相当額×（1－補償用課税売上割合） 円×（1－0. _____）＝			

消費税等相当補償の要否判定フロー（標準）



(注) 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

様式第36号の3 移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法（補償建物の棟数、面積、概算額、その他）			
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機名、概算額、その他）			
敷地内の動線（駐車場、緑地、原材料、製品等の置場面積の確保状況）			
営業補償等に係るもの（休業する部門補償概算額、その他）			

## 補 償 説 明 記 録 簿

説明場所						
説明年月日	年	月	日	時 間	自	至
出席者	説明者					
	相手方					
説明内容及び質疑						
特記事項						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする

# 土 地 調 書

三重県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

〇〇事務所長

⑩

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

土地所有者住所

氏名又は名称

⑩

年 月 日

関係人住所

氏名又は名称

⑩

記

郡 町  
市 地内

字	地番	公 簿		取得し、又は 使用しようとする土地		所有権以外の 権利のうち 用益物権等		所有権以外の 権利のうち 担保物権等		摘 要
		地目	地積	現況 地目	面積	種類	権利者 の氏名	種類	権利者 の氏名	

※ 用地測量図面を添付し割印する。

# 物 件 調 書

三重県が施行する  
調書を作成する。

取得  
工事のため、移転の対象となる物件について、下記のとおり  
使用

年 月 日

〇〇事務所長 ㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所  
氏名又は名称 ㊟

年 月 日 関係人住所  
氏名又は名称 ㊟

記

郡 町  
市 村 地内

字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権利の種類	関係人の 氏名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘要

※ 物件配置図等を添付し割印する。



監督員	主任技術者

## 工 損 調 査 等 業 務 日 報

業 務 の 名 称		
施 行 期 間	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
年 月 日	業 務 内 容 ・ 必 要 事 項	立会者
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		
月 日 ( )		

(注) 内業については、主たる業務日を記載する。









## 説 明 記 録 簿

説明場所						
説明年月日	年	月	日	時間	自	至
出席者	説明者					
	相手方					
説明内容及び質疑						
特記事項						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。